

令和6年12月愛荘町議会定例会会議録

令和6年12月9日（月）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第66号 愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例
- 日程第 3 議案第67号 愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第68号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第69号 愛荘町福祉センターラポール秦荘けんこうプールの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第70号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第71号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第72号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第73号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第74号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第75号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第76号 令和6年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1

出席議員（14名）

1 番 久保田 正 利 君
 3 番 中 川 喜代和 君
 5 番 村 西 作 雄 君
 7 番 上 田 太 治 君
 9 番 外 川 善 正 君
 1 1 番 瀧 すみ江 君
 1 3 番 辰 己 保 君

2 番 小 菅 久 宣 君
 4 番 澤 田 源 宏 君
 6 番 村 田 定 君
 8 番 高 橋 正 夫 君
 1 0 番 河 村 善 一 君
 1 2 番 竹 中 秀 夫 君
 1 4 番 森 野 隆 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	杉本甚治郎君
教 育 長	徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川 傳和君
総務政策監 兼会計管理者	生駒秀嘉君	福祉政策監兼健康推進課長事務取扱 兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱	木村美紀君
産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	北川三津夫君	教 育 次 長 兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
経営戦略課長	田中孝幸君	行革・D X 推進室長 兼公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
秦荘サービス室長	北岸純子君	人 権 政 策 課 長	藤野知之君
くらし安全環境課長	山本拓也君	福 祉 課 長	小林充周君
子ども支援課長	増居志穂君	住 民 課 長	楠 真二君
建設・下水道課長	羽田順行君	学校教育担当課長	奥村 晃君
生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催推進室長	水谷徹也君		

事務局職員出席者

議会事務局長 森 ま ゆ み 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は9名の一般質問通告があり、本日は7名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数については3回まで、また30分を経過した場合、その質問が終了するまで認めとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 皆さん、おはようございます。6番、村田 定です。議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。一問一答でお願いをいたします。まず今回、大きく4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、2025年わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会について。

いよいよ令和7年9月に開催の日が目前に迫ってきました。実行委員会をはじめ、様々な取組の推進に日々努力いただいておりますことに、感謝と敬意を申し上げます。今年度10月に開催されたSAGA2024国スポ・障スポが盛大に開催され、当町からも視察研修され、全協でスクリーンで丁寧な説明を受け、大変盛り上がった大会でありました。

滋賀県での開催は1981年のびわこ国体、琵琶湖大会以来44年ぶり2度目の開催となります。滋賀県では花いっぱい運動を展開し、選手、監督をはじめとする全国

からの来県者を、県民の育てたたくさんの花でお迎えし歓迎の気持ちを伝えるとともに、本運動に関わった人にも思い出に残る大会とすることを目的とした取組をしています。

そこでまず1点目、当町の花いっぱい運動についてのお考えと取組についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 国スポ・障スポ開催推進室長。

○生涯学習課長兼国スポ・障スポ開催推進室長（水谷徹也君） 来年開催される第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会におきましては、競技会場や沿道、町なみなどを花で彩り、全国からお越しになる皆様を温かい真心のこもったおもてなしでお迎えするため、昨年度から滋賀県と協働で花いっぱい運動に取り組んでおります。

機運醸成事業の一環として、今年6月には役場両庁舎をはじめ庁内7施設において、合計30個の開催案内シールを貼り付けたプランターを設置し、7月に実施したリハーサル大会ではこれらのプランターをスポーツセンター秦荘グラウンドの周辺に配置し、選手、監督、来場者の皆様へのおもてなしとして花いっぱい運動を展開いたしました。

また本年9月には、本大会に向けた取組として、育てる命の大切さを学ぶ機会を提供するため、滋賀県と協力して町内の幼稚園、小学校、中学校の教育現場において400本の苗を合計100個のプランターに植える花育てリレーを実施したところです。

この花育てリレーでは、町公園それぞれに応援メッセージカードを作成していただき、各プランターに貼り付けることで、子どもたちと一緒に国スポ・障スポを盛り上げる目的から実施したものでございます。

来年度につきましては、10月の本大会に向け、住民参加型の花いっぱい運動イベントを企画、検討しています。その中では、自治会や幼稚園、小学校、中学校など多くの町民の皆様に、国スポ・障スポに御参加いただけるように様々な工夫を凝らした運動を実施する予定であり、これらの取組を通じて機運醸成とともに町一丸となって大会を盛り上げていきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 本運動に関わられた人たちにも思い出に残る大会にしたいと、だくようにしっかりとお願いしたいと思います。

再質問を行います。佐賀大会に視察研修に行かれて、当町の滋賀県の場合は花いっぱいということなんですが、佐賀大会はどのような工夫、取組をされていたのか、ひとつお聞きしたいと思います。

また同時に、アーチェリー会場での選手、監督はじめ、関係者の規模、佐賀大会の鹿島市で何人ぐらいの選手、監督、スタッフはなかなか応援はよめないと思うんですけど、どのぐらいの規模だったのかなとお聞きしたいと思います。

それと、せっかくの花いっぱい運動をされて、プランターに国スポ・障スポの表示もされると思うんですけども、来年は当町の20周年事業もあります。そういったことのコラボレーションについてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 国スポ・障スポ開催推進室長。

○生涯学習課長兼国スポ・障スポ開催推進室長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

佐賀大会では、県主導の花いっぱい運動は実施されておりましたので、アーチェリー会場、競技会場であります鹿島市でも行われていなかったことは確認しております。しかし、鹿島市内の老人クラブの方々が虹プランターを用意し、大会会場に設置して下さったとのことでございます。そのほか、機運醸成の取組といたしましては、アーチェリー会場であった佐賀県鹿島市内では、毎年実施をしておられるイルミネーション点灯式のイベントを大会当日の10月5日に合わせて開催されておまして、そのイベントの中で国民スポーツ大会の許可のお披露目も行われていたことから、市内全体で盛り上がっているといった感じが見受けられたところでございます。

また、2つ目の佐賀県のアーチェリー大会の選手、監督の規模というところでございますけれども、選手、監督で280人というふうにお聞きをしております。なお、来年の滋賀県の大会も同様の280名となる予定でございます。また、93人の大会ボランティアが来られたというふうにお聞きをしております。そのうち13人が応援サポーターであったといったところでございます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君）

20周年との相乗効果というところでございますけれども、国スポ・障スポの開催は全国から多くの選手や観客を迎えることができるため、愛荘町の魅力を広く発信する機会というふうにとらえております。

また現在、プロジェクトチームを設置いたしまして、来年度に迎える町制20周年

を、年間を通して町内で実施されているイベントや事業等に町制施行20周年記念の冠をつけることで、より多くの方に町制20周年を知っていただき、盛り上げる仕組みの検討を進めておるところでございます。この2つのイベントが同じ年度に重なるという貴重な機会を生かすために、例えばそれぞれのポスターなどの作成時には町制施行20周年と国スポ・障スポを併記するなど、両者の告知を盛り込むことでにぎわいを感じていただけるような連携が必要でございます。地域の方々だけでなく、全国に愛荘町を発信する機会として捉え、官民連携により町が盛り上がるような相乗効果を生み出していきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 20周年とこの国スポ・障スポが重なるということは本当に偶然というか、この機会をぜひ生かしていただきたいなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

次に、再質問で町長にお尋ねしたいと思います。実行委員長を務めていただいている町長に、国スポ・障スポに対する意気込み、思いについて、まずお尋ねをしたいと思います。

佐賀大会では、アーチェリー競技は滋賀県が男女とも優勝され、総合優勝されました。非常に輝かしい成績を収められたということは御存じだと思うんですけども、来年はアーチェリー大会が滋賀県であるんだということをしっかりとPRしていただいたことだと思うんですけども、そのようにやはり滋賀県はアーチェリーのレベルが非常に高いということで全国的にも評価されてるのではないかなというようなことから、来年度、滋賀県でアーチェリーの競技場が設けられるということで、アーチェリーをする競技選手も非常に興味深く、また滋賀県は非常にレベルが高いということで、どのような練習場で練習してるんか、またどんなすばらしい競技場だというふうな期待もされているかと思います。しかし、佐賀大会は鹿島市の立派な競技場でされたというふうに聞いておりますので、当町の会場とはスケールが違うと思うんです。全然規模が違いますので、規模では私はまず勝てないと思います。

そこで、どのように心配り、中身が大切だと思うんですけども、どのように考えておられるのか。せっかく全国から愛荘町に来ていただくので、こういった機会を見逃すことなく、やはり愛荘町のPRをしっかりとしないといけませんし、また選手にしても、もう一度愛荘町に来たいと思わせるような、満足して帰ってもらう体制づくり

をしていかなければ私はならないと思ってます。大会は選手ファーストで、必ずそういう形で実行していただきたいと思うんですけれども、全国に愛荘町を発信する絶好の機会だというふうに思いますし、佐賀大会から体育大会が国スポ、スポーツ大会に代わりました。そういったことで、来年、滋賀大会はそのスポーツ大会を大きくジャンプする、変えていく、変わる時期ではないかなと思ってます。体育大会からスポーツ大会に変わった大きな理由は、やはり体育大会となると学校教育の一環として取り入れるもので、体を鍛えて心身共に強い人間になることが目的なんですけれども、スポーツ大会というのは純粹に運動そのものを楽しんだり競技力を競い合うということで、勝敗が分かれるというようなことであります。そういったスポーツ大会としての盛り上がりをもどのようにしていくかということが私は大変大事だと思うんです。だから、先ほども申し上げましたけれども、選手ファーストで、やはり本当に愛荘町の印象をきつく印象づけて、もう一度愛荘町に来たいと思わせるような大会にするための町長の思いをお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 国スポ大会に向けて大変熱い思いを、推進課またみらい創生課、そして村田議員からは大変大きな意味がある大会であって、お迎えをしっかりと体制を整えていってほしいということも含めてお問いを頂きました。

大変、私の答弁でも何度が触れさせていただいておりますけれども、前回迎えたときには小学生の生徒でもございました。地域の大人の皆さんが本当に盛り立てながらやってらっしゃったということが、子ども心にすごく記憶に残っていてということ、改めて今日の若い方々、そして町内の多くの世代の方々にお感じを頂けるように、機運の醸成ということを一層盛り上げていきたいというふうに強く思っているものでございます。

その中身に関しましては、先ほどそれぞれの担当課からも御報告を申し上げておりますけれども、併せまして、町内の育成選手でございました長谷川選手含めでございますけど、大変良い成績を残していただいているのが、この佐賀大会でもございました。町内の他の選手におかれましては、今、ナショナルセンターのトレーニング施設にお入りを頂いている方もおられますし、また次の時代を担うということで大変力をつけていらっしゃる選手も、今、続いてきております。その点におきましては、より町内の皆様には、もちろん親身にそのことをお感じを頂けるということでもござい

ます。

また今ほど、また訪れたいということもお問いを頂きましたけども、担当課におきましても、やっぱりこのレガシーということをしっかり次の世代にもまた全国の方に広めていきたいということで、愛荘町は特にそのアーチェリーということで、そのトレーニングとか合宿とかいうことも含めて、改めて訪れていただけるような体制を進めていこうということで準備をしておるものでございます。しっかりと進めてまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） 規模ではもう全然比較になりませんので、本当に中身、思いやり、そういったものを、愛荘町らしいものを発揮していただいてよろしくお願ひしたいと思います。

次にもう 1 点、再質問を町長にしたいんですけども、職員の確保なんですけども、近隣に聞きますと、大体 1 種目、専属職員が 3 人から 5 人、4 人平均います。当町の場合は現在 1 名、これ兼務ですけども、来年、職員が少ない中で大変だと思うんですけども、1 年間だけでもいいので、取りあえず職員を集中的に専属職員を配置していただいて、愛荘町を全国に発信するようにお願いしたいと思います。それと同時に、最終、町長、予算を確認されると思うんですけども、予算案の中で、来年度、この国スポ・障スポに対する予算をしっかりと見て、全国に発信する愛荘町にさせていただくということで専属職員を最低 4 人ぐらいまで増やしていただきたい、そして予算をしっかりと見ていただきたいということについて質問します。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、人員のこと、また予算のことということでお問いを頂きました。

人員の部分でございますけれども、今、人事ヒアリングということをしてきております。その中において、確かに愛荘町は今、様々な事業を進めておるのが本日の基礎自治体でもございますけれども、各課で大変人事ニーズが多いところではございますけれども、やはりしっかりとお迎えをしていく体制を整えていきたいということでございます。担当課からもその人事リクエスト、要望ということもございますので、いろいろな制約はございますけれども、応えてまいりたいというように考えておるものでございます。

予算の部分をしっかりと確保いただいてということでございますけれども、実際にかなりの額がかかるものでございます。そのこともみんなも共有してくれておりますけれども、この事柄も必要なことをしっかりと措置ということはしてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 専属職員をしっかりと4名ぐらい配置していただいて、予算もししっかりと見て、愛荘町、この国スポ・障スポが成功し、44年ぶりですので、これ次というと相当40年、50年先になるわけですから、来年が大きなひとつの時期だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の障スポに対する考え方についてお尋ねをします。

滋賀県大会の国スポは9月28日から10月8日まで11日間で、競技種目も多くあり大変盛り上がりましたが、障スポは10月25日から27日までの3日間と少なく、また当町で開催されるアーチェリー競技は26日の1日のみです。過去の大会でも、国スポと比べて盛り上がりはありません。オリンピックにおいてもパラリンピックは同様です。第24回全国障害者スポーツ大会は、滋賀県では初の障害者の大会であります。大いに盛り上げていくために、当町の障スポ開催に向けた考え方についてお尋ねをします。

1点目、おもてなしコーナーの考え方についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 令和7年10月26日に開催されます第24回全国障害者スポーツ大会は、滋賀県では初の障害者のスポーツ大会であり、全国から選手や競技関係者、御家族が愛荘町にお越しになります。この障スポは県が大会運営を取り仕切りますが、おもてなしコーナーや出演等の仕掛けについては町の独自性を提案できる場になります。この大会を福祉のまちづくり発信の絶好の機会と捉え、世代を超えた障害に対する理解をテーマとした大会となるよう推進したいというふうに考えております。アーチェリー競技を通じて障害のある選手がスポーツの楽しさを体験し、障害者の社会参加を推進すると同時に、障害に対する理解を深めていただくため、ステージで障害のある方の音楽グループに楽器演奏を披露していただく等を企画して、障害のある方々の多様な可能性を紹介できる場にしたいと考えています。また、愛荘町が目指す、誰もが取り残されないみんなが主役の社会へをテーマとした地域共生社会

と、様々な違いを認め合うインクルーシブ教育を推進する取組となるようおもてなしコーナーを活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） 町独自性というのを十分提案していただいて、しっかりとその愛荘町のPRをお願いしたいと思います。

2 点目の障害のある人を大切にする町の考え方についてお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 先ほども答弁でさせていただきましたが、障スポを愛荘町で開催することで、障害のある選手がスポーツの楽しさを体験し、障害者の社会参加を推進する、そして障害に対する理解を多くの方々に深めていただくことを目的にしています。そのため、まずは選手の方々が快適に競技していただける環境を整備することを第一に考えています。そして、障害に対する理解を深めていただけるための町独自の企画により、障害があるなしにかかわらず心温まるおもてなしを行い、愛荘町は丁寧な対応してくれた、愛荘町の福祉の在り方はほかと違ったと感じていただける対応ができればと考えています。さらに、また愛荘町を訪れてみたい、いつか愛荘町に住んでみたいと思っただけのきっかけとなるよう、関係団体等の協力を得ながら皆さんとともに作り上げる障スポにしたいと考えています。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） 福祉の町として、本当にこの思いやりのある在り方を存分に発揮していただきたいなというふうに思います。

次に 3 点目ですけれども、その他出展など、協力体制の考え方についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 大会を温かく盛り上げていただくため、多方面にわたり各種団体と調整を進めているところです。現在、会場では障害のある仲間の音楽グループ、D ドラファミリーの演奏や、つくし保育園児の太鼓演奏による文化継承のステージについて調整をしています。子どもたちの参加により、幼少期の子どもたちに、そして子育て期の保護者にも障害への理解を深めていただければと考えています。ま

た、おもてなしコーナーでは、愛荘町福祉コミュニティ親の会と愛知高等学校、愛知高等養護学校のコラボによるブース出展を頂くことを検討しています。町が推進する地域共生と学校が掲げておられる地域共学をどのように融合して発信していくか、今後協議を進めていきたいと思ひます。また、町内作業所の参画や町制20周年のPRなど明るいイメージのおもてなしコーナーを提供できるよう、創意工夫をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ぜひこの福祉関係の親の会、また養護学校等々協力を頂いて、一層盛り上げていただくようお願いしたいと思ひます。

次に4点目、令和7年5月25日に予定されている障スポのリハーサル大会について、参加の規模、実施計画についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 令和7年5月25日に開催されます、わたSHIGA輝く障スポリハーサル大会におきましては、滋賀県が実施要綱、要領を定めています。アーチェリーは本大会同様、個人競技のみとなり、参加選手をこの11月5日から12月13日の期間に募集をしています。募集は各市町と特別支援学校が受付窓口となっており、現在、募集期間中であり、また最終の取りまとめを県が行うため、現時点で参加人数は把握できていません。御参考までに、今年10月に佐賀県の鹿島市で開催されました障害者スポーツ大会アーチェリー大会では、選手55名、支援スタッフ253名、大会運営サポーター74名であったと聞き及んでいます。リハーサル大会の目的は、競技運営、審判技術等の向上を図ること、大会に対する県民の理解と関心を高め、障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの一層の発展に寄与するものとされています。なお、おもてなしコーナーは開設しませんので、町といたしましては本大会に向けての協議、運営を確認するものとなります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） この障スポにつきましては、滋賀県では初めての取組であります。そういったことで、いろいろと分からないところもあると思いますが、取りあえずいろいろな関係機関との協力を頂きながら、しっかりと進めていただくように

お願いをしたいと思います。

次に移ります。次は近江鉄道の上下分離方式についてお尋ねをします。

2024年4月1日から上下分離方式に移行されました。上下分離方式とは、車両の運行を伴う主体と鉄道施設を担う主体を分離することで、運行を続けるための負担を軽くすることを目的とした鉄道の存続形態です。近江鉄道では、運行、上の部分を近江鉄道株式会社が、鉄道施設の保有、維持管理、下のほうを一般社団法人近江鉄道線管理機構が担い、近江鉄道線管理機構は滋賀県と沿線10市町で構成されました。よって以下の質問をいたします。

1点目、愛荘町の6年度負担金と今後10年間の負担金についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 令和6年度の負担金と今後10年間の負担金ということで、令和6年度は設備投資費が約2,110万円、修繕費及び保守管理費等が約2,020万円、合計約4,130万円が当町の負担となっております。令和7年度以降は、年に約3,800万円の負担となる予定であり、令和6年度から15年までの10年間で約3億8,950万円の負担が見込まれるものです。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 多額の経費が要るわけです。これに対する費用対効果、これをしっかりと果たしていかなければならないし、当町の役割も大きいと思います。そういったことをしっかりと今後、費用対効果を出していただくようお願いをしたいと思います。

次に2点目、多額の税金を投入します上下分離方式で再始動しました鉄道を使った地域づくり、利便性とサービスの向上、費用対効果をお尋ねします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 近江鉄道線のにぎわいづくりや活性化を目指すイベントといまして、本年10月19日に開催されましたガチャフェスをはじめ、夏休み親子近江鉄道体験ツアーや季節のイベント、装飾電車運行など、様々なイベントが実施されます。企画乗車券として、こども10円1デイパスやシルバーパス、ハッピーライドパスなどが販売されており、乗車人員及び増収にもつながっているとお聞きしてい

るところです。また、令和7年度にはＩＣＯＣＡが導入され、より便利に近江鉄道線を御利用いただけるようになる予定でございます。近江鉄道線を利用される方が多くなるほど費用対効果は高くなります。効果を高めるために既に実施されている取組に加え、事業者や他の関係市町とも連携し、利用促進策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 4月からこの上下分離方式に変わったわけですが、駅のぎわいとしては本当にもう全く私は変わってないように思ってます。そういったことで、やはりこれだけの対策を考えたわけですので、費用対効果をしっかりと示していただかないと、これはますます住民さんから批判が出てくると思いますので、その点をしっかりと前へ進めていただくようお願いしたいと思います。具体的にこういったことをイベントされるということもそれぞれいいと思うんですけども、そのイベントのみで終わるのではなくて、そのイベントの効果の持続性、そういったものを十分につなげるように考えていただきたいなというふうに思います。

次に3点目、利用促進の取組として実施されているシルバーパスの利用実績についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） シルバーパスは、近江鉄道沿線の自治体にお住まいの65歳以上の方を対象に、無料の会員登録で会員になると、来年3月末まで近江鉄道線のどの駅までであっても1乗車100円で乗車できるものでございます。令和5年10月15日から開始され多くの方の御利用があったことから、好評につき令和6年度も引き続き実施されているところです。令和6年10月31日時点の全体の延べ申込者数は1万799人で、うち愛荘町在住の方は377人でございます。令和7年度も引き続き実施される予定となっておりますので、町としても周知に努め、高齢者の皆様の外出支援などをはじめ、さらなる利用促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 65歳以上のシルバーの方を対象にしているわけですが、当町ではまだまだ3%ぐらいと低いと思います。今後、広報等で周知をしていただいて、やはり啓発活動をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、駅舎等整備については管理機構でできるのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 愛知川駅の維持管理に関しましては、上下分離に伴い、駅施設等については町、近江鉄道線管理機構及び近江鉄道株式会社でそれぞれ所有者、維持管理者、修繕等負担者を定め、その区分に従って修繕等を行うこととしております。議員御質問の駅舎等の整備については町が所有していることから、管理機構ではなく町が事業主体として整備を行うこととなります。財源に関しては、例えば駐車場の整備など利便性向上に資するものであれば、国の財源などを活用した事業の実現が可能となるもので、管理機構との協議の中で有利な財源等を活用しながら事業化していくことになろうかというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 愛知川駅の維持管理も、これから耐用年数によって必要になってくると思いますので、有効な活用方法をお願いしたいというふうに思います。

次に、4点目の愛知川駅前の景観整備についてお尋ねをします。

私、過去に3回一般質問をしていますが、全く前進していません。答弁では、毎回、「町の活性化に不可欠である地権者との交渉を重ね、駅前景観整備を具現化できるよう努める」と答弁いただいております。11月12日には、副町長、政策監、課長、担当職員に現場に来ていただき、現状を見ていただきました。駅前景観整備は近々の課題です。以下、質問をいたします。

1点目、駅前の空き家が、屋根瓦、棟が大きく損傷し、強風や台風のとくに飛来する危険性が高く、愛知川駅の利用者やバスの利用者をはじめ、通行人、近隣の住民さんにも大変心配をかけております。駅前空間が果たす役割は多様なものです。環境整備についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 愛知川駅前は町の玄関口として位置づけており、かかる空間の環境整備については非常に重要であると認識しております。しかしながら、管理状況が心配な建物があるなど、来訪者や地域住民に不安を与えかねない状況となっており、景観や防犯上の観点からも好ましくないのが現状です。建物所有者の責務におい

て御対応いただくのが原則であることから、引き続き御指導のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） 景観や防犯上の観点から好ましくないという現状を把握されてるわけですから、これ早急に、これは地権者との交渉もあるわけですが、町の方角性を出していただいてしっかりと交渉のテーブルに着きたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたしますと思います。

2 点目、駐輪場は3 棟整備してありますが、順番に順序よく駐車すれば十分に可能ですが、使用者のマナーが悪いため、駐輪場に入れずに駅前空間に放置して電車に乗っていく現状です。風の強い日などは多くの自転車が倒れており、住民さんに不愉快な思いを与えております。また、近江鉄道を利用してこられる観光客にも不愉快な思いを与えていることから、早急な対策が必要だと思っておりますが、対策についてお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 商工観光課長。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 愛知川駅の駐輪スペースは、平成25 年度に増築工事を行っており、約120 台分の駐輪が可能となっております。11 月下旬に現地を確認したところ、議員御指摘のとおり、一部の利用者のマナーが悪く、正規の駐輪場内に止めない自転車が数多くあり、またパンクや故障等で放置されていると思われる自転車も見受けられました。これらの対策として、以前から放置自転車には警告書をつけ、告知期間を設けた後に町により撤去の対応を行うほか、令和3 年度には立て看板を設置して利用マナーの啓発を行っているところです。引き続き、駐輪場の適正な使用について駐輪マナーの改善に向けた啓発を行い、景観の向上と近江鉄道線を快適に利用していただけるよう努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） この駐輪場は、見ていただいたとおりなんですけども、細長くて北側からは入れない、南側からしか入れないということで、もう入口に置かれたらもう奥に入れられないというふうな現状であります。そういったことで、町長に再質問をさせていただきます。駐輪場のマナーの啓発も大変大切なんですけども、使用しにくい面もあります。特に、先ほど申しました北側から一方通行でしか入れない、細長い、そしてまた放置自転車が置いてあるともう奥に入れられないというふうな、非常に使用し

にくい面もあります。これは根本的な整備が必要だと思うんです。ただマナーだけの問題ではなくて、町としてその根本的な整備をどう考えておられるかお尋ねしたいと思います。特に駐輪場、駐車場、これはロータリーと一体的な整備が駅前の場合はずっと必要だと思うんです。特に、朝夕の子どもさんたちを父兄が送られるんですけども、非常のその車が流れます。そういったことで、やはりしっかりとこれからそういうことを改善していかないと、これはもう駐輪場だけの問題ではないというふうに思います。日本生命の跡地利用も当然、今、考えておられるわけですが、これは大事なことだと思うんですけど、それと同時にこの駅前の開発、駐輪場、駐車場の開発、そういったことを同時に考えられないかということをお尋ねしたいと思います。特に財源の確保とかスケジュール、そういったことについても町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。一番最後におっしゃっていただきました財源の確保とスケジュールというところが、非常に一番テーマというか難しいところになってくるなというのは、またこの近年ずっと見ながらでもございます。けれども、村田議員がおっしゃっていただいております事柄、駐輪場の利便性をしっかりと高めていくということはもちろんなんですけれども、そこにとどまらず、駐車をしやすい環境、ロータリーであったりということは、やっぱりこれだけ今、上下分離が今年度からやとなったわけでもございます。近江鉄道の利用促進ということを私たちの町としてもしっかりとやっていきたい、住民の方々にお使いいただきやすい近江鉄道であり、その駅前でありということの環境整備はやっぱり進めていきたいということが一番でございます。この事柄でございますけれども、やっぱり土地を御所有いただいている方の御同意ということがあった上で事になるということが、大変この数年としては見えているものでもございますので、その事柄ということは何とか成就がもたせることが相成ったならば、しっかりとその駅前の環境整備、利用していただきやすい環境整備ということに当たってまいりたいというものでございます。その事柄がなって、はじめてその予算感であったりとかスケジュール感ということを、また改めて御相談、お示しをできるものかなというふうに考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 確かにその地権者との交渉等々では難しい点もあるというこ

とで、構想はあるんですけどもなかなか具現化していかないというのが実情でございます。これは、もう町長が立候補されときの公約でもありますし、そういったことで、やはり駅前のこの西の玄関口、町の中心地でもあるところが手つかずということ、全く住民感覚から言うと検討してない、テーブルに上がってないというふうに取り立てられておるわけでございますので、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

最近11月23日には駅の前で、トイレからトイレットペーパーとかパンフなどに火をつけてぼやというんか、面白半分でそういったことをやったこともあります。それで、駅には7つの防犯カメラがありますので、今、防犯カメラを設置すると、すぐに警察のほうに届けますというふうな案内というか看板を貼りました。それ貼ったことによってパタッと来なくなったそうです。大体それが夜の11時から11時半、12時にかけて集まるそうなんですけど、そういうことで非常にその防犯上も、また火事、そういったものでも悪い。ですから、そういうことで駅前のる一ぶるのスタッフも一生懸命対策してますが、取りあえず警察としては外部のものを全部しまえということで、長椅子、これにパンフ、椅子、そういったものを全部中にしまいなさいということで、11月23日以降は閉まっとるんですが、やはりライオンズがライトアップしていただけてますけど、そのライトを切ったり、非常に今、問題が多いんです。そういったことで、やはり環境整備というのが近々の私は課題だと思いますので、ぜひ町としての取組を前に出していただくように強く希望したいと思います。

次に3点目、ウォークブルタウン構想のスタート地点として近江鉄道愛知川駅が位置づけされ、大変重要な場所です。ウォークブルタウン推進都市として、県内の町として唯一のウォークブルタウンのスタート地点です。環境整備についてお尋ねをします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 議員御質問の趣旨にございますように、鉄道駅が存在は町なかウォークブルを推進していく上でのポテンシャルの高さにつながるもので、駅前空間の整備は非常に重要であると認識しています。一方で、議員も御存じのとおり、土地所有者との交渉が本事業を進めていく上でのボトルネックとなっていることから、一日も早く好転させることができるよう、利害関係者との交渉を重ねてまいりたいと

考えております。

○議長（森野 隆君） 6 番、村田 定君。

○6 番（村田 定君） ウォークابلとは、歩きやすい町ということでございます。

自動車を使用せずに歩いて移動できるということで、このウォークابلタウン構想に手を上げたわけでございます。滋賀県では5市1町、町では愛荘町のみがタウン構想に手を上げて認められたわけでございます。ですから、これからは構想から形成に向けた取組をしていかなければならないと思います。これ、令和2年ですので、もう既に4年近く経っておりますが、今、ウォークابلタウンの推進都市として本当に現実できていることがあるだろうかを見た場合、全く私はそういう進捗がないというふうに思います。このウォークابلタウン構想というのは、本当に全く今、利を得ていることでございまして、世界の多くの都市が町なかを車中心から人中心への空間へと転換して、人々が集い、思い、多様な活動を繰り広げられる場と改革するという取組が進められております。これらの取組は、人中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独、孤立の防止のほか、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながる、これを踏まえて国において推進都市の募集が行われ、補助も出てるわけでございます。愛荘町としても、歩行者空間、自転車空間の確保、居心地が良く、歩きたくなる町なかの形成の観点から応募をされたと聞いております。そういったことで、中山道、近江鉄道愛知川駅、公共施設等の都市機能が集積する一帯を中心エリアとして位置づけ、歩行者空間の創出、観光資源や地域資源の活用、街道の活性化に取り組むとされております。

しかし、どうでしょうか。今現在、本当にウォークابلタウン形成が現実、私は見えてないと思います。中山道の日本生命の跡地も一つのウォークابلタウンの拠点ではありますが、まずスタート地点として近江鉄道の愛知川駅は位置づけされており、大変この重要な位置ですから、まずこの駅前の景観をぜひ近々に町として具現化をしていただきたい。もちろん、地権者もありまして難しい問題もございますが、まず町としてどういう構想をするかということを示していただく、そして地権者にしっかりとそれを伝え理解をしていただくというほうに持っていかなければならないと思いますので、その点を町長よろしくお願ひしたいと思ひますし、また内部におきましてもしそういったことを1つの大きな課題として今後前向きにというか、近々に検討していただくことをお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

◇ 村西作雄君

○議長（森野 隆君） 続きまして一般質問を続けます。5 番、村西作雄君。

5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 5 番、村西作雄です。今回も 3 問の一般質問を行います。町長には、地域の声として真摯に向き合い、誠実な答弁をお願いしたいと思います。

まず 1 点目、秦荘庁舎を公民館としハーティーセンター秦荘との一体的活用をということについて質問をいたします。

愛知川公民館は、今年度で築 45 年となり老朽化がはなはだしく、令和 3 年 2 月に出された庁舎等公共施設の最適配置においても、愛の郷への機能集約の後、令和 5 年度を目途に公民館及び町民センターを解体すると示されています。しかしながら、私が 6 月議会の一般質問で指摘のとおり、公民館の代替として複合施設として活用していた愛の郷も、管理する社会福祉協議会との協議が整わず、いまだ改修設計費も計上できず、来年度に改修設計し、令和 8 年度に改修工事にかかったとしても、公民館解体は令和 9 年度にずれ込むのではないかと危惧しております。

一方、秦荘庁舎は 9 月 17 日から秦荘支所となり、支所職員数名がいるだけで、大きな建物がひっそりし、全く勢いやにぎわいなくなりました。来年 1 月には改修工事が完了し、1 階は支所スペースのほか町民ホールや待合ホール、応接会議室、職員食堂、さらには土地改良区など 3 団体の事務所と、別棟は防災倉庫となり、余裕たっぷりであります。また、2 階は多目的ルームやサークル室となり、前の教育長室や会議室はそのままの状態であります。社会教育法では、町は公民館を設置し、地域住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としていますが、現状、愛の郷を愛知川公民館の代替として活用するにしても、社会福祉協議会の地域福祉事業部を主力として残す以上、愛荘町の公民館として呼べない、ならないのではないかと思います。とりわけ愛の郷は、建物を改修するにしても駐車場は狭小で、複合施設として多くの町民がここに集うには使い勝手が悪いのではないかと危惧します。さらに、昨年 7 月に改正された公共施設個別施設計画では、この愛の郷の改修設計費として 1,000 万円、改修工事費に 3 億 4,

000万円が見込まれており、秦荘庁舎を活用すればその費用の削減につながります。そこで、東部地域のにぎわいを創出するためにも、駐車場や部屋スペースに余裕がある秦荘庁舎を支所機能とともに愛荘町公民館とし、社会教育主事をはじめとする教育委員会職員を配置し、ハーティーセンター秦荘と一体的活用すれば、活用場所が整ったすばらしい町の生涯学習の推進が展開できるのではないかと考えますが、町長、教育長の考えをそれぞれ求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎等公共施設の最適配置に基づく庁舎機能の集約については、これまで議会や全員協議会を通じて御説明をさせていただいてきております。秦荘支所は支所機能を確保するとともに、現在、支所の3階にある2団体と隣接するハーティーセンター秦荘内にある1団体の合計3団体の各事務所を1階フロアに集約します。また、2階フロアは住民の方々が御利用できるスペースとして整備をさせていただき、現在、ハーティーセンター秦荘の指定管理者である一般財団法人愛荘町文化協会にその管理をお願いする方向で調整しております。住民の方々により愛着をもって御利用いただけるよう、文化協会と検討しているところです。

御質問にありました愛の郷の複合施設化については、本年6月定例会の一般質問で答弁いたしましたとおり、愛荘町社会福祉協議会と協議を重ねてきており、町の方針に御理解を頂いていると理解しております。実務的な調整に関しては、今後関係の方々と進めさせていただきたいと考えております。

議員から危惧すると御指摘いただいております愛の郷の駐車場ですが、私も現在の駐車場レイアウトが大変駐車しやすいと個人的に感ずることは稀でございますが、整備を行う中で可能な限り利用しやすく、また駐車台数の増につなげる駐車場レイアウトにしていきたいと思いますと考えております。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 現在の駐車場レイアウトが大変駐車しやすいと個人的に感ずることは稀でございます、何という言い回しですか、私には大変理解しにくいです。去る9月議会の答弁でも、東部地域の振興においても、答弁に関係ない50年前のあなたの父親のお話を出されました。議会の議員の一般質問を何とお考えでしょうか。こんな毎回の私の質問に対して、町長の答弁はとても誠実に真摯に答えていただいているとは思いません。今の答弁でも、駐車場レイアウトが悪く来場者が駐車しにくい

などの表現で、より理解しやすいのではないですか。議長、もし賛同いただけるなら、今後の答弁も含めて町長に注意喚起願います。

○議長（森野 隆君） 町長に申し上げます。今のを私も聞いておりまして、駐車場の件に関してですが、非常に何かこねくり回した言い方、非常に分かりにくいです。町長の御発言はしばしば分かりにくいとかいうことも、町民の皆さんや関係者の皆さんから聞いております。このような発言が町長のトレンド、また国会議員秘書時代のトレンドであるならば、それは間違いでして、当町の議会は住民の皆様や全ての人が明瞭で分かりやすいのが当町いや当議会のトレンドであります。そんなことで、この議会のトレンドとしては誰もが分かりやすい発言をしていただく、また質問をしていただくということを私は思っております。もう一度、今の公民館の駐車場が使いやすいのか使いにくいのか、明瞭、分かりやすく町長、御発言を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

町長。

○町長（有村国知君） 駐車場が使いやすいかどうかというと、使いやすいと感ずることはなかなか稀であるということをお答えしたとおりでありますので、すばらしく使いやすいということではなかなかないんじゃないかなろうかということを申し上げたまででございます。

○議長（森野 隆君） 使いにくいということでよろしかったですね。

村西議員。

○5番（村西作雄君） 本当に言い回しがもう難しくて、なかなか十分私には理解できないんですけども、取りあえず愛の郷の駐車場は使いにくいと、使い勝手が悪いというようなことで理解しておきます。

今の答弁を聞いておりますと、当初予定どおり愛の郷を複合化施設として計画どおり改修していくとの答弁であったとの理解もいたしました。私は、秦荘庁舎の支所とともに公民館としての活用は、本町のここ1、2年の財政状況の急激な悪化を見ての提案でもあります。過去5年間の財政力指数は、令和元年度の0.609から、令和5年度には0.564と年々落ち込み、経常収支比率も昨年度は95.4%までになり、自由に使えるお金が4.6%しかない最悪の財政状況だと分析しております。愛の郷の改修費3億5,000万円、今では物価高では4億円もかかるのではないかと思います。この費用が今出せるのか、質問と関連します。議長、総務政策監に本町の財

政状況について伺ってよろしいでしょうか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

財政を所管する立場といたしまして、今の財政状況を申しますと、現状、非常に厳しい状況はございます。ただ1つ私のほうから言わせていただきますと、役場庁舎、または公民館、福祉センターの公共施設の最適配置につきましては、新しい施設を建てるのではなくて、基本的には今ある施設を有効活用することとしまして、類似する2つの施設を統廃合または集約をさせていただいているというところでございます。新たな施設を建てるということになりますと莫大な費用がかかってくるということでございますし、今ある施設を有効活用する場合においても、やはり集約化するときには改修する費用等が必要でございますので、一定費用がかかってくるというようなところでございます。一番避けなければならないのは、類似した2つの施設をそのまま維持していくことのほうが、将来的に経費がたくさんかかってくるというところでございます。

それと、将来的な財政運営、見込みについてですけれども、現状、今後もおいてですけれども、特に懸念されることにつきましては公共施設の維持管理でございます。特に30年を超える施設も結構ございまして、屋根とか外壁、設備、照明などの更新、それと突発的な修繕工事も含めて、現在も費用が嵩んでいるというようなところでございます。

それと全国的な問題でございますけれども、物価高騰に係る影響でございます。今、工事費とか委託料の高騰が目につきますけれども、実際は光熱水費の高騰、食糧とか備品、物品、人件費、あらゆるその支払いについて物価高騰が影響しておりますので、町の予算に大きく影響している部分であると考えているところでございます。

財政運営につきましては、限られた財源の中、今後ですけれども、国・県の補助金、交付金を活用するとともに、有利な起債を借りることといたしまして平準化していくというのが原則ですし、特に厳しいと考えております令和7年度、8年度、しっかりとそういったものを計画させていただきまして乗り越えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ただいま総務政策監から厳しい状況だというお話も聞かせてもらいましたが、私もちょっと財政のことを調べましたんで、もうちょっと財政のことをお話ししたいと思います。本町は財政調整基金や減債基金をはじめ11の目的別基金を有し、令和5年度末基金の総額は43億8,796万7,000円であります。これらの基金は、予算編成の際、基金目的の事業を新たに興すときなど繰り入れて活用している。繰入れというとそんなに危機感を持たないんですが、実際は取崩しなんですね。特に財政調整基金は、財源不足を補うため、ある程度自由に取崩して運用されています。令和元年度から4年度までの財政調整基金は21億から23億7,000万の範囲で推移してましたが、その基金が5年度末には20億7,787万9,000円、5年度だけでも2億円が取り崩されています。しかも、今年度にあつては、この12月議会で1億1,305万1,000円を含め、単年度で9億2,123万9,000円の取崩しで、財調の残高は今現在、予算的には11億5,600万円まで落ち込んでおります。この額は決算で数億円はプラスになると思いますが、大変厳しい予算編成が続いています。

このような本町の財政事情とすれば、赤字再建団体にもなりかねないこのような事態を生んだ大きな要因は、昨年度から進めてきた庁舎統合での両庁舎の改修、保健センターの新築が、町の大きな負担として重くのしかかっているのではないかと考えています。当初の設計金額が1,760万、保健センターの新築を含めた建築全般の契約が6億3,374万3,000円、管理費が1,524万6,000円、併せて6億6,600万余元が今、変更後では7億3,000万円にもなり、当初契約から6,000万円の増となっています。今後、私がさきに心配していた愛の郷の改修費3億5,000万や、公民館の解体とその後の整備に約1億円、更には7年度から8年度にかけて計画されているハーティーセンターや図書館の長寿命化のための改修にそれぞれ8億6,300万、5億5,000万、さらには令和9年度までの債務負担で給食センターの厨房機器更新に5億4,000万、数億円から10億円単位の投資が目白押しであります。この計画予算をここ1年の物価高により、総務主幹も言っておられましたけど、やっぱり二、三割増えるのではないかと危惧しております。これらの事業のいくつかは公共施設適正管理推進事業債、いわゆる公適債が使えるとしても、最終的には半額以上は町の単独事業の負担となると思います。

こんな中で、来年度も社会保障費は増え続け、新たに今年の人勧でボーナスの0.

1 か月分アップや地域手当として来年 2 %、再来年は 4 %支給など、人件費の増も見込まなくてはなりません。ほかにも、本番を迎える国スポ・障スポの経費、さきの 9 月議会では 1.5 億から 2 億円必要との答弁がございました。さらには、広域ごみ処理施設や、今ほど村田議員が聞かれた近江鉄道の将来負担、これも最終的には 3 億 9,000 万かかるというふうな答弁がございました。7 年度の予算編成は、財政調整基金から数億円取り崩さないと編成できないのではないかと心配しております。そういったことで、総務主幹は大変厳しい状況だから、新築の事業はないので、今ほど私が言いましたように、公適債とかそういうものを利用したらちょっとは楽になる。そやけれども、7 年度、8 年度は厳しいですよというような答弁だったと思います。

このような状況下にあつて、我々議会議員も自らが身を削らねばならないとの思いで、11 月 22 日の全協で定数削減の提案が澤田議員からなされました。今議会最終日にも審議され、その可否は分かりませんが、議員も真剣に町の財政力に不安を持ち、それに対処していかなければいけないとの思いがあるのも事実であります。お金は湯水のようにあるわけではありません。一国の長として、投資するところは積極的に投資し、節約するところ、単に代替として使える場所、施設があるときは、それも利活用することが大事ではないでしょうか。従来より、私は町長に対し積極的な政策提言を行い、時には町長の考えと相入れない提言もあり、気を良くさせないことがあったかも知れません。しかし、今回提案している秦荘庁舎の有効活用、公民館化は、来年 1 月改修後の庁舎の状況を見られる多くの町民の方からは大変な賛同を得られると考えております。去る 8 月 9 日の公共施設マネジメント推進委員会でも、委員からは、施設もわざわざ直したけれども利用者がいないという費用対効果を得られない計画ではまずい、ある程度、位置的な集約が必要と述べられております。ぜひとも愛の郷への投資を思いとどまり、秦荘庁舎を支所とともに愛荘町公民館としての活用を、経費削減の意味からも求めますが、再度、町長の考えを求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。ちょっとその事柄に御答弁もちろん申し上げてまいるんですが、1 回目の問いでは教育長にも問いますということで、公民館の在り方の事柄が教育長から答弁を申し上げたほうがスムーズだというふうにも感ずるところでございますけれども、ちょっと教育長の答弁が飛んでおりますので、そういう点においては教育長からの答弁をまずさせていただくことができればと。

○議長（森野 隆君） 教育長の答弁を聞いてから答えるということですね。

○町長（有村国知君） 御報告申し上げてからのほうが。

○議長（森野 隆君） 分かりました。整理いたします。村西議員、一旦、教育長に答弁していただいて、それから町長に答えていただきますので、よろしいですか。
教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、私からは公民館の在り方や公民館機能の確保等を今後どのように考えていくのかについてお答えをいたします。

人生100年と言われる時代にありましては、必要なときに必要な学びを通じて成長し、人と人をつなげる仲間づくり、学びを循環させる地域づくりを促進し、生涯を通じて生活の質を維持、向上するなど、地域における多様な学びの機会を充実することが重要でございます。また、地域等での活動を豊かにすることも大切であり、自らの趣味や家族と過ごす時間の確保をはじめ、地域の活動への参加やボランティア活動などの社会への貢献も生涯学習の重要な要素であると考えます。

令和4年9月議会でも答弁をさせていただきましたが、公民館が果たすべき役割はここ近年変化しつつあります。従来は、集う、学ぶ、結ぶといったことが公民館として大変重要な役割でございましたが、生涯学習2.0の調査研究結果にもありますとおり、学びの成果を地域課題解決や主体形成づくりにどのようにつなげていくのかといったことも、公民館機能として大変重要な役割であると感じております。今後は公民館の集う、学ぶ、結ぶという3つの役割については、拠点施設にとらわれることなく、例えば愛の郷や小中学校の空き教室等も含め、多様にその機能を果たす施設として、地域の課題に即して幅広く考えていくことが必要であると考えます。これからの社会教育は、人づくり、地域づくりのための人材育成こそが肝であり、社会教育主事をはじめ、コーディネーターや講師の育成、コミュニティスクールの充実を図り、地域の実態に応じた学習と活動を結ぶ取組を進めてまいります。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほどはどうもありがとうございました。

今ほど教育長からも答弁を申し上げさせていただいておりますけれども、併せて私も1問目で回答をさせていただいておりますものでございますけれども、従来よりこの最適配置の中においての本庁舎また支所のありようということ、その機能ということも含めては、議会答弁でも御報告を申し上げてきております。秦荘庁舎の2階に関

しても、村西議員からも様々に建設的な御意見というところも頂く中において、多目的ルームやサークル室を設置していこうということで、今までも進めてきておるものでもございます。

公民館のありようということに関しましては、先ほど教育長が答弁を申し上げさせていただきましたとおりでございます。

また、村西議員からは、非常にお金がかかるよということをおっしゃっていただいている、まさにそのとおりでございます。やっぱり施設というのは、造るときにはすごく社会みんなにそれは嬉しいというふうに歓迎をされるものでございますけれども、そこから30年、40年と経ってきているものでございます。この事柄では、私どもは何もしないでいいのかというと、もちろん議員もそんなことは思われていらっしゃるというふうにございますけれども、必要な長寿命であつたりとか劣化してきているところを地域に応じた改修ということは、どうしてもこれは社会的に行政がそのままけがや事故の原因になるということをはっきりとくわけにはいかないものですから、施設があればあるだけやっぱりお金がどうしてもかかってしまうという現実を、私たちはこの近年向き合わざるを得ないという状況を迎えているんだらうというふうに考えておりますので、しっかりと適切に財政ということも含めて処置をしてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。こういった提言も1つの案としてしっかり検討もしていただければと思います。

教育長について、若干再質問させていただきます。ただいま愛の郷や小中学校の空き教室等も含め、多様にその機能を果たす施設として、拠点施設にとらわれずにやっていきたいというような答弁だったのかなというふうに思います。私は、少し教育長と考えが異なるんですが、やはり生涯学習課として、地域課題の解決や主体形成づくり、やっぱり公民館という拠点施設で、そこに社会教育主事がいて、そしてその公民館の中で隣の部屋で町民に対して社会教育主さんがいろんな指導なりいろんな学習を深める、そしてそういったことで職員とともに学ぶことが、あるいは仕掛けづくりによって成就するのではないかなというふうには私は考えています。本庁にいる生涯学習課だけで、本庁の生涯学習課で果たして生涯学習が進められるかなというのと、やはり指導する人と、そして指導する場所、集ってもらう場所が同じところで一体的に町民

と顔を向き合って生涯学習を進める、それはやっぱり私は公民館としての施設があればこそできることであって、空き教室へ来てくださいといって、そして町民がその空き教室へ行って、そして指導者もまた本庁から行ってというのは、どうも生涯学習として本来の姿なのかなというとはそうではないのかなというふうには思ってるんです。そういったことも含めて、私の、公民館があってそこで生涯学習を進めていこうというような気持ちに対して、思いに対して、教育長、再度御答弁いただければありがたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、公民館あるいは公民館機能というものの重要性につきまして、私は否定するものでは当然ございません。ただ、現状では公民館というものが一般行政の施設、社会教育施設から移行しているという、そういう市町も既に全国にはたくさんございまして、そういう意味では、公民館が必ずしも絶対に必要かというような部分につきましては、いろんな考え方があるのではないかというふうに思っております。そういう拠点施設の重要性もさることながら、私どもが今一番重要であると考えておりますのは、やはりその社会教育機能を下支えする人の育成であるというふうに考えております。特に、協働、共に働くという意味の協働でございますけれども、そのネットワークというのが大変必要になりますので、そういうものを動かしていただく人材、それが持続可能な社会教育機能の維持ということではないかというふうに思っております。もちろん、行政が指導、助言であるとか、適宜調整を行っていくということは必要であるというふうには思いますけれども、もはやその協働活動が行政の下請けになってはいけないというふうにも思いますので、今後そういう人づくりをいろんなところでしっかり行って、それがどのような施設であっても緩やかにそのネットワークを形成して、そして社会教育機能を担保していく、こういうことがこれからの理想的な形ではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（森野 隆君） 村西議員。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。それでは、時間の都合がありますので、2問目に入ります。

職員の働き方改革に向け、町民の協力のもと、開庁時間の短縮をについて質問します。

昨年３月定例会の私の一般質問で、「職員が安心して働き続けられる職場づくりを目指してトライし、町の宝である町職員の勤務実態を明らかにし、これからも職員がこの町で安心して働き続けられる職場づくりを進めるため、今、何が必要なのかの課題のあぶり出しとその対策を問います」と、その答弁で町長は、「心の不調での長期病気休職者が後を絶たない実態から、行政運営を継続するには連携や相談、調整等を密に行い、日々の課題に取り組む環境整備が必要で、その整備を通して性別や年齢、障害の有無にかかわらず、成長できる職場をつくり上げ、町民に信頼され暮らしやすい、住み続けたいと思われる町を築いていきたい」と答弁されています。その答弁から２年近く経ち、以降、ＤＸの推進や書かない窓口による窓口業務の効率化などが進められてきましたが、慢性的な職員不足による職員の疲弊感は解消していないのが実態ではないかと感じています。幸い、今定例会において、職員定数条例を９年ぶりに見直し、２４名の定数増を提案されたことについては、職員の働き方改革にもつながるものとして一定評価するものであります。

さて、近年、県下自治体では、職員の働き方改革の推進と短縮により、ＤＸ推進の検討や事務打合せ時間を確保し、職員の心のゆとりを確保するため、開庁時間の短縮が天津市や滋賀県で既に実施済みで、今年１０月からは彦根市、来年１月からは長浜市が進められる予定と聞いてます。開庁時間の短縮は、職員の勤務時間は週３８時間４５分と決められていますが、その時間を削ることなく、職員は通常どおり８時３０分から１７時１５分まで勤務する中で、町民の来訪や電話受付を９時から１６時４５分までとするものであります。これらの実施に当たっては、町民への対応時間が１日１時間少なくなるわけで、短縮することでの影響調査や周知期間の確保などが必要で、それには当然、町民の理解、協力が不可欠です。しかしながら、開庁時間の短縮は、冒頭の職員が安心して働き続けられる職場づくり、これには連携や相談、調整等を密にして日々の課題に取り組む環境整備が必要との答弁に応える施策ではないかと考えます。

こうしたことから町長には、前述の町民理解協力を自ら前に出て求めていただき、職員の働き方改革と業務改善の時間確保による今後の町民サービスの向上に向けた取組の推進を図るための実行として、県下６町の先陣を切って開庁時間の短縮を来年度の早い時期に実施されるよう要請しますが、その考えをお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 開庁時間の短縮については、県下自治体でも既に行われており、当町も導入の是非を検討すべき事項として、町三役と政策監級が出席する政策推進会議等で、私からも折に触れ発言してきております。付言いたしますと、私としてはこの面の環境整備には前向きな捉え方をしておりますので、導入に向けての必要なアクションを担当課に求めてきているものです。また、私も彦根市の取組は現地にて拝見してきておりますが、利用者の御理解も進み、スムーズな環境が実現しているものと感じておりました次第でもあります。

主体的な人生への向き合い方が、より主体的な仕事への姿勢につながると感じております。町職員の皆さんがプロフェッショナルとして能力を磨き、本質に迫る創造的な仕事に取り組めるよう、職場文化と環境を整えることは重要ですので、議会の皆様方の後押しも終え、庁内の準備、町民、役場利用者の方々への周知を踏まえ、実施に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。なお、導入のタイミングといたしましては、「年度初めとなる春は住民課や税務課の窓口を利用される方が多い時期でもあり、その時期を経た後が良いと感じています」との現場の声があると承知をしております。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 今、私の提言に前向きに進めていきたいというような答弁だったと思います。これが実現すると、1 日 1 時間、半年で約 1 2 0 時間、1 年で 2 4 0 時間の短縮がされるというふうに考えますが、せっかく町民の理解のもとで確保したこの時間を、仕事の準備や後片付けとともに、DX の推進や、今まで多分 8 時 2 5 分から朝礼を各課でやっておられると思うんですけど、これもその時間の範囲に入れて課内ミーティング、そして一番大事なことは、悩める職員のフォロー面談とか業務改善とか、職員が余裕をもって業務が進められるよう有効に使ってほしいというふうに思います。なお、実施に当たっては、彦根市でもなされた影響調査というものもする必要がありますと思いますが、今後の具体の進め方について経営戦略課長に伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃりますように、職員の働き方改革に伴います開庁時間の短縮を進めることによりまして、より職員の働き方の部分に対しまして、町長も申し上げましたようなプロフェッショナルとしての能力を発揮できるものと考えております。そうした

中で、今現在、当初８時半の執務前にそれぞれの課で行っております課内ミーティングの時間の部分を十分取ることによって、現在、住民さんがいろんな意見を言われている部分を課内で共有できる時間が増えるということも考えております。また、導入に当たりましては、住民さんのその影響の部分を十分考慮した中で、少しどういうほうの中で言うと、窓口の中で開庁時間に対しての利用状況等のアンケートまではいきませんが、少し意見をお聞きしながら進めていく必要もあるかなと思っております。そうした中で、本当にこの時代が変わっていく中で役場も変わっていく必要がありますので、そうした変化に応じた役場を運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） ５番、村西作雄君。

○５番（村西作雄君） ありがとうございます。まさにそのとおりだと思うんです。せっかく町民からすると、今まで８時半から受けていただいていた電話やら来庁対応が、９時からかというようなことになるかも知れませんが、それはそれで十分理解いただいて、それよりもっともっと住民サービスのためのその朝の半時間、夕方の半時間やでというところを、やっぱり町民に十分理解してもらって、そして身も体も余裕を持って町民対応に当たっていただければ、すばらしい愛荘の職員、愛荘のまちづくりができるのではないかなというふうにも期待をしております。ただ、本当にこれについては、やっぱり住民にどういう意味でこういうふうな、あえて町民に相手する時間も短縮するんやでということを十分御理解を頂いた中で実施していてもらいたい、そんな思いでおりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、続いて最後の質問に移りたいと思います。

町の東西軸（仮称）湖東みらい線の建設促進について伺っておきます。

去る１１月９日、豊郷町役場において、（仮称）湖東みらい線建設促進期成同盟会の設立総会が開催され、私も参加させていただきました。この同盟会は本町と豊郷町、加えて彦根市の３市町で構成されており、今後の建設促進に大きな期待を寄せるものであります。さて、この道路建設計画は、湖東三山スマートインターチェンジ入口の国道３０７号の信号から、直接、蚊野東部、岩倉東南部の町道名神国八線約５００メートルの区間を新設により擦り付け、既存の町道名神国八線と県道目加田湖東線西部の豊郷町道吉田秦荘線を利用した上、豊郷領域約１，５００メートル、愛荘領域約１，２００メートルを新設し、国道８号につなぐという大きな計画であります。この新設

区間には近江鉄道や東海道新幹線が通っており、これらの横断に当たっては道路をアンダーで抜くなど、その実現には経費面も含め多くの難題が予測されますが、これが実現すると、旧秦荘町が名神高速から国道8号まで1本の道でつなぎたいとの思いから名づけられた町道名神国八線が文字どおり完遂されるのだと思います。これらの新設道路の建設は町独自で行うことは難しく、滋賀県の道路整備アクションプログラムに位置づけ、県や国の支援を得て推進すべきものとは承知しておりますが、そのアクションプログラムは昨年改定され、2032年度までの10年間の計画が示されています。このプログラムには、彦根土木事務所管内13路線の整備計画の中に湖東みらい線の具体の計画は記載されておらず、今後の道路ネットワーク整備に向けた検討として、(仮称)岩倉川右岸道路とともに、この道路を(仮称)愛荘町東西道路として位置づけられているに過ぎません。

ここで、建設下水道課長にお尋ねします。この新設道路計画を具体の事業としていくには、県の道路整備計画アクションプログラムに組み入れる必要があると思いますが、町としてその推進計画について、現時点での考えを伺っております。

○議長(森野 隆君) 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長(羽田順行君) 答弁申し上げます。

湖東みらい線の今後の事業化に向けた取組を進めるためには、滋賀県道路整備アクションプログラムに掲載される必要があり、そのための課題整理が必要となります。同プログラム策定の流れとして、県道路整備マスタープランの方針に沿って、広域ネットワークやまちづくりと一体の整備が必要であり、地域ワーキングによる課題の抽出や地域特性の評価を行い、客観的評価マニュアルにより実現性などを評価し、道路整備計画が策定されることになります。湖東みらい線は、町長から知事に向けて最重点要望事項として直接要望を重ねてきた結果、晴れて同プログラムの検討路線に掲載された経過があります。事業化に向けた大きな一歩であり、この段階で今後、整備効果や手法、ルート決定や構造等の検討を行い、4年後に更新予定の同プログラムに拠点間ネットワーク整備事業として掲載されるよう、滋賀県や同盟会、構成市町と連携を図り、要望活動などを通じて事業化に向け着実に進めてまいります。村西議員はじめ、議員各位におかれましても、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 今ほどは、32 年までの今のアクションプログラムの中で、見直しの時期、これが4 年後というふうに聞かせてもらいました。その4 年後の中に、この事業を位置づけていただいて前に進めたいというような課長の答弁だったのではないかなというふうに思うんですけれども、本当に私もこの事業、さきにも冒頭言いましたけれども、名神国八線という町道が昔、秦荘時代にありましたけど、こんな国八まで行ってへんやんかというような思いでずっと見てきたんです。それが、本当にこの湖東みらい線の計画は名神から国道8 号まで1 本の道でつなぐという本当に壮大な計画であって、本当に期待もしているところでもありますので、ぜひとも4 年後の見直しにはそのプログラムに入れていただいて、そしてぜひとも早い完成を願うものであります。

最後に町長にお聞きします。町長は（仮称）湖東みらい線建設促進期成同盟会の会長に就任され、この道路の建設促進に向け先頭に立って尽力いただけるものと思いますが、その意気込みを伺っておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 去る11 月8 日に、愛荘町、豊郷町、彦根市の3 市町関係者による湖東みらい線建設促進期成同盟会の設立の日を迎えられました。まずもって、ここまで様々な調整、協議、構想に向け、汗をかいてくれた町担当課の皆さんの大きな御貢献に、この場をお借りして感謝を申し上げたいと存じます。

道路は開通すると、その世代のみならず、その後、何世代、数百年にもわたり、私たちの暮らしの基盤となります。湖東みらい線は、琵琶湖岸から湖東三山スマートインターチェンジの間にある多くの幹線道路を横ぐしに1 本でつなぐ路線です。利便性の向上はもとより、湖東地域、そして圏域全体の経済や暮らし、防災時の路線確保の観点を含め、非常に大きな効果が見込める路線となります。

町の未来、湖東地区の道路網を俯瞰したときに、1 本でつなぐ構想、その道路が必要との思いを強く持ち、令和3 年度の一部区間の要望を契機に、令和4 年度からは全長区間を知事への最重点要望に引き上げ、この路線の価値を訴えてまいりました。この取組が多くの方々の御理解を得、ようやく令和5 年3 月に更新された滋賀県道路整備アクションプログラムに今後の道路ネットワークに向けた検討路線として掲載されたことは、大変大きな一歩であると感じています。このことから、今後も期成同盟会

を中心として、県への要望活動や早期事業化と整備促進に向けた連携や情報共有を図り、着実に前進するよう努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 5 番、村西です。ありがとうございます。こうして町長が先頭に立って、幸いなことに豊郷町と愛荘町だけではやっぱり十分な力もなく、それで彦根市が入っていただいて1市2町で推進していくというような、大変意義あることだと思えます。ただ、また私、苦言を呈するようですけど、町長、この冒頭で言われた、「まずもって、ここまで様々な調整、協議、構想に向け汗をかいてくれた町担当課の皆さんの大きな御貢献に、この場をお借りして感謝を申し上げたい」、これは公の席で自分の子どもを、「うちの子はええ子やで、頑張ってくれとんのや」と言うようなもんですよ。これはちょっと私としては、その部下がやってくれたことは心に置いて、そして私がやりました、私がこういうふうに進捗してきましたでいいんですよ。部課の御貢献までこの公の場で私は言わないほうがいいのかというふうに思うんですけど、もしその件について御異論があればお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 特に私からは申し上げることはございません。御意見として承ります。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） どうもありがとうございました。ただいまは意見として承っていただけたということなので、今後ともその答弁についてよろしくをお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） それでは暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 久保田正利君

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 1 番、久保田正利。ただいまは、議長より一般質問の許可

を頂きましたので、ただいまより一般質問のほうをさせていただきます。

1つ目として、教育行政の運営、2つ目として、消防団、自警団等の今後の運営について、一問一答で御質問させていただきたいと思います。

まずはじめに、平成31年4月に徳田教育長が就任され、5年半が過ぎました。特に令和4年4月からスタートした未来を拓く愛荘16年教育が、子育て、保育、教育の広い分野で柔軟に施策を展開されていると私は感じております。今後も安定した教育行政の運営を続けるため質問をさせていただきます。

1番目、教育長自身が感じている教育行政等に関する成果や課題、これから取り組むべき学力向上対策、保育や福祉施策との連携は何であるのか答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 教育長就任当初から、読書、読み聞かせ、自尊感情の育成等において、幼児期からの一貫した取組を重視し、その推進を図ってきたところでございます。現在では、そうした一貫教育の道筋や理念を、未来を拓く愛荘16年教育に整理し、各校園のコミュニティスクールや社会教育委員会、ボランティア等、関係者のお力添えを頂きながら様々な取組を進めており、徐々に軌道に乗りつつあると考えております。

具体的成果といたしましては、小学校図書館指導員の配置、コミュニティスクールによる地域、学校が協働した取組、愛荘エデュケーションアワードの開催等が挙げられると考えております。一方で、小中学校における基礎的な学力の確立、不登校児童生徒に係る支援、特別支援教育の充実、生徒指導に係る問題行動への対策、中学校部活動に係る地域連携、効果的な文化財の保存、活用のための環境づくり等、課題は山積していると認識しております。

今後の重要な主な取組といたしましては、人生100年を生き抜いていける自立型人材の育成、小学校における40分授業、午前5時間制の完全実施、自身に跳ね返るキャリア教育の充実等による学力の向上、コミュニティスクール等、地域資源を核としながらの魅力と活力ある学校、園、地域づくり、国スポ・障スポ開催を契機とした郷土の学びの一層の充実等を考えております。

保育、福祉との連携につきましては、今後ますます幅広く、しかも密なる連携を図っていく必要があります。折しも、令和7年4月からの子ども家庭センターの発足に合わせ、これまでの愛荘16年教育を進化、拡充していくことが必要であると考えて

おり、おおよそ高校生までを対象に、福祉、教育がお互いの強みを発揮しながら、子どもの自己実現や進路保証につながる相談、支援体制を効果的に行えるような仕組みを構築することが急務であると考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今ほど御回答いただいた中で、再質問をさせていただきます。まず、中では生徒指導に係る問題行動への対策で、愛荘 16 年教育を進化、拡充が必要であると、また進路保証、相談支援体制を効果的に構築することというふうにいただきました。最近、中学校のほうでの生活体制、スタイルであったりとか環境が非常にがたついているということで学校のほうに見学に行きましたが、教育長も御存じかと思えますけれども、率直に感想をお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

中学校の現状につきまして、関係の方々にいろいろ、いろんな角度から見守っていただいているということにつきまして、まずもってお礼を申し上げますけれども、私といたしましては、一部その問題行動において非常に重たい、例えば暴力行為であるとか、その他いろんな方々に御迷惑をかける行為、そういうものが発生していることは事実でございます。あとは、やはり子どもたちが自分たちの学びやあるいは生活、そうしたものをしっかりコントロールしていける、そういう力を今後しっかりつけていく必要があるかなというふうに思っておりまして、そうした対策が本当に急務であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 非常に大変なことかなというふうに思っております。町長にちょっと御意見をお伺いしたいと思いますけれども、町長はこのことを御存じですか。お聞かせください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど教育長が触れました事柄が中学校ということで発生をしている、またそれぞれに現場の先生方も御苦勞を頂いて、また地域の方々からも非常に関心が高いということ、承知をしているものでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再度、今の回答についてちょっと確認させていただきたい

と思うんですが、それをどのように思って、今後、子育て世代の保護者様ならどのよう
に感じ、思われると思いますか。再度、回答をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。やっぱり子育て世代の保護者の方か
ら、直接私もお話、またお手紙も頂いてもおりますけれども、元来、私が申し上げて
きておりますことは、今日どこの学校がということは私語としてなっておらないわ
けでございますけれども、やっぱり子どもの教育を考えたときに、その事柄が町の発
展にボトルネックにはなってはならないということをずっと私は申し上げ、そのこと
を意図として様々な教育行政なり町の在り方ということを考えてきているつもりでご
ざいます。その中において、現下の状況が中学校ということで生じている、大変残念
というか、良くないことであるというふうには思っております。やっぱり現場の先生
方、本当に御苦労いただいているということを重々認識しております。一方、保護者
の方々の御協力ということも確実に必要です。また、その当事者という生徒におい
ても、やっぱりいま一度そのことを見守りしていかなければならないであろうというこ
とを思っておりますけれども、いろんな外的な要因がございますがという表現はもしまし
たらよく使われることなのかもしれませんけれど、いま一度、この方々を、このこと
をそれぞれ関係する主体が私事として捉まえながら、愛荘の町の教育ということをし
っかりとしたものにしていかねばならないという思いを強く持っているものでござい
ます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。中学生というのは、やっぱり高校
へ行くときの進路を決める一番大事な学生時代かなというふうに思っております。こ
の件に関しましては、教育長含めいろいろな方々と取り組んで解決に向かって協議の
ほうをお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。2 番目、文科省はアスリートがセカンドキャリアとして、学
校の教育、学校の体育教員になるのを後押しするため、オリンピックへの教員特別免
許証を出して採用する場合、加配定数の対象にすることについて考えをお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員お尋ねの件は、文部科学省がオリンピック、パラリンピックなどへの出場経験

があり教職に関心があるアスリートを、教員免許がなくても現場の教員として採用しやすくなるような仕組みを構築し、任用の際には加配措置を講ずるとしたことについてであると理解しております。

オリンピック、パラリンピック出場者をはじめとするトップレベルのアスリートは、これまでの競技経験で培われた分析力、継続力、マネジメント力、表現力、傾聴力等、様々な卓越した能力を持っており、それらに子どもや教師が触れることは意義深いこととございます。

これまでも、学校現場ではそうしたアスリートをゲストティーチャーとして招聘し、講演、講話、あるいはワークショップにおいて活用しているところでございます。そうした人材を加配教員として配置するに当たりましては、対象となる学校や教育行政の課題や目指すべき教育の方向性と、求めるアスリートの資質、能力、適性等を十分精査して配置することによって、はじめてその効果が現れるものと考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 私自身思っておりますのは、決してアスリートの方がいけないと言っている意味ではありません。おっしゃられるように、トップレベルのアスリートですので、これまで培われた様々な能力を持っておられ、想像できないハードなトレーニング等を積まれているところは十分理解しております。ただ、私が思いますのは、教育者としての経験とアスリートとしての経験とでは少しばかりちょっと違うのではないかなと考えますので、その辺は慎重に対応をお願いしたいのですが、その件について一言御答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘の視点は、大変大事なところであるというふうに思っております。ひとくくりに例えばアスリートというふうに言いましても、もちろんそれは個々人によっていろんな部分がございます。確かに、1 つ例を挙げますと、例えばそういう大きな大会に出場された方、あるいはメダルを取られた方というのは、想像を絶するような忍耐力というか困難に打ち勝ってこられたと、そういう辺りは、本当に今、子どもたちや教員がしっかり目を向けるべきところであるというふうには思っております。しかしながら、御指摘の中にもありましたように、本当にそのアスリートの資質、能力のどういう部分をどのように活用するのか、文科省の方針ではしっかり加配措置を講

ずる前には研修をされるということですが、その辺りも含めて見極めていく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。この辺りは十分慎重に協議いただいております。

次の質問に移ります。3 番目としまして、未来を拓く愛荘16年教育に対する町長の評価を教えてください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 未来を拓く愛荘16年教育は、教育長が答弁申し上げたとおり、現在、子ども・子育て施策の総合的な展開が求められる中、町教育行政の重要な柱となっています。そうした意味では、一貫した教育施策としての16年教育の考え方は的を射たものであり、幾つかの成果も見え始めています。しかしながら、学力の向上をはじめとする重要な課題も少なくないことから、更に取組を加速させていく必要があると考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今の2番目にお答えいただきました学力向上をはじめとするというところで、ちょっと再質問させていただきます。

先日、全協でも質問させていただきましたが、学力は勉強すれば向上するものばかりではないと私は考えております。やはり、先日いただいた統計資料からも、勉強を学べる環境が大切かと私自身は思っております。中でもスマホに費やしている時間を家庭内でも把握し、保護者もやはり責任を持って、またルールを決め、そして環境を整備することが重要だと考えます。

このようなことについては、やはりこちらからも発信しなければ、教育長のほうからも発信しなければいけないかというふうに思っておりますが、その辺のお考えをお聞かせ願います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 非常に今、本町において危惧しているといえますか、課題としておりますところを御質問いただいております。今、子どもたちが、もちろんもうスマホを自分が所持して、そしてそれを使うということはもう当たり前の時代になっておりますので、それを使用禁止にするなどというようなことはもう論外のことで

ございます。要は、いかにうまく付き合っていけるかというところではないかなというふうに思いますし、学力の向上という観点からしますと、このスマホを適宜手放せる、そのオンオフといいますか、そういう部分を子どもたちができるかどうか非常に学力の定着に関わっているというふうに思っております。この2学期に入りまして、町のPTA連絡協議会のほうから、あるいは教育委員会からのメッセージ、あるいは各校園からも学校だより等で保護者への啓発をさせていただいておりますけれども、今後もまた議会の皆様方のいろんなお力添えも頂きながら、何とかうまく活用していきける、そういうムードといいますか、そしてやっぱり頭に非常に良いとされる読書へのその時間の振り分けというか、そういうものを何かつなげて取り組んでいけたらいいかなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。もちろん、そのオンオフができるようになるまでは、まだなかなか中学生レベルでは難しいこともあるかも知れません。でも、それはやはり保護者とか地域、周りの方々がそういうふうなルールを守れるようにしていけるのも1つの教育なのかなというふうに思っております。海外では既に法律化され、16歳未満のSNSの禁止も二、三やられておりますが、その件について御意見をお聞かせ願いたいと思いますのと、あともう1つ、学校にスマホは必要でしょうか。よろしくお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、まず1点目のその法による規制ということかと思えます。特に国家を挙げてのということでございますけれども、議員の御指摘のとおり、ヨーロッパの多くの国、あるいはオーストラリア、その他の国でもそうした規制を国が行っている。私個人的には、そうした一定の制限も、そのある年齢の子どもたちにとっては必要な部分もあるかなというふうに思っておりますけれども、やはり先ほども申し上げましたけれども、手放せる子どもにすることと、それからやっぱりこのスマホの依存とか活用の利用のし過ぎが健康被害ももたらしめているというふうなことも含めて、子どもたちにも、それから保護者の皆さんにもしっかり理解していただく必要があるかなというふうに思っております。

もう1つの、スマホは学校に必要かということでございますけれども、私は必要じゃないというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 国家を挙げてということはなかなか難しいことではあるかと思いますが、やはり家にいる者は、今の若い子は何でもスマホスマホいうて、あまり親たちもスマホを知ってやる子に対して依存してるというふうな解釈ではなくて、すごいなというふうなほうに思っておる年代もあるかと思います。なので、先ほどみたいに、今こういう状況だということを何かの発信を家庭にもしていただくのいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

学校にスマホは必要ないということであれば、もちろん核家族であると思いますので、何かの連絡網、連絡としての大切なものの1つかと思います。ただ、そういうなものは持ってきて学校に預けるのも1つの体でしょうし、教科書を見ながらやってる子もやっぱりおられました。やっぱりそういうなものは、そういう子もやっぱりいますので、そういういろんな手段で御検討いただければなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

現教育長の任期は令和7年4月1日です。国スポ・障スポ開催まで残すところ10か月です。現在、給食センターの設備の大規模更新が始まったばかりです。また、愛荘町16年教育も軌道に乗っていると感じています。町長は、令和7年4月2日からの教育長の任命をどのように考えておられますか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 現徳田教育長におかれては、平成31年4月2日から今日まで、町の子どもたちの成長に欠かせない学びの確保をはじめ、町民一人一人の文化やスポーツ、ボランティア活動などの幅広い生涯学習を推進するに当たり、培ってこられた豊富な知識と経験を生かし、教育行政のトップとして御尽力いただいております。次期任命の考えにつきましては、教育現場の実情やニーズを十分に把握し、教育行政に対する理解と経験を有する方を選ぶことが必要であると考えております。候補者が決まりましたら、議会等において明らかにしていく所存でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今の3番目の件につきまして、再質問を町長のほうにさせていただきます。

先ほども質問をさせてもらいましたが、来年は国スポでもあり、給食センターの入

替え等もなってる中で、今の時点で決まっておるんでしょうか。あるいは決まっていなければ、いつ頃決まりますか。1月ですか。2月ですか。3月ですか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど申し上げましたとおりでございます。特に人事の事柄に関しましては、この段階で何かしらということをお答えするものではないというふうに認識しております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 私も十分、人事のことですので、今、質問していることに対してはそれは固有名詞は出てこないというのも十分理解しておるんですけども、来年がどんな年かということを考えると、ある程度決まっているとか誰かではなくて、そういうような回答が少し欲しかったように私は思っております。後ほどまた質問のほうをさせていただきます。

まず、教育長のほうにちょっと質問させていただきます。教育長は自身の進退についてお考えがありますか。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問についてお答えを申し上げます。

次期教育長の人事であるとかいうことにつきましては私は言及する立場にはございませんので、いずれにしましても残された任期をしっかりと全うするという事で尽力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。ちょっと教育長に再度お聞かせいただきます。今後の次期教育長人事に関して、町長と腹を割って本音で話されたことがありますでしょうか。お聞かせください。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） そのようなことはございません。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 町長にお伺いします。なかなかこういう質問はできないんですけども、先ほども言いましたが、来年の年のことを考えて質問させていただきました。今の教育長のお答えに対して、これは間違いはないでしょうか。御回答ください。

い。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 久保田議員の様々な建設的な町政に向けての御質問等々、いつも本当に感謝を申し上げながら拝聴申し上げます。先ほど御答弁を申し上げました事柄でございますけれども、こと人事のことに関して特にこの場において御答弁を申し上げるということはないかと存じます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 思ったとおりの回答ですので、分かっております。3 月定例の当初議案に上程していただけて、追加ではないこともここで確認させていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。2 番目、消防団、自警団等の今後の運営について御質問させていただきます。

本件については、令和 6 年 9 月に総務産業建設常任委員会で調査し、10 月に町消防団の小西団長、野村副団長と意見交換を実施させていただきました。一般団員が少なくなり、成り手不足が最大の課題です。現状はほとんどが役場の職員であります。このことから、今後の運営の在り方や町の方向性などを確認するため質問させていただきます。

まずはじめに、愛荘町消防団、各自治会の自警団及び自主防災組織の役割が重複していると思われる点を教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 消防団は、常備消防と連携した消火活動のみならず、地震や風水害等、災害時の救助、救出活動、避難誘導、災害防御活動などに従事します。平時においても、住民の防火や応急手当の指導、巡回広報、警戒活動等、地域に密着して活動をしております。地域における消防力、防災力の向上に大きな役割を果たしています。

自警団は、地域内の火災や災害、避難等の非常事態から自らの安全を守るため、集落等によって自発的に組織されており、町は地域の消防、防災活動の担い手として支援しています。当町では、自警団が消防団員を兼ねていただくことで、消防、防災の機能発揮を期待しています。自主防災組織は、地域自らが隣保協働の精神による自発

的な防災活動を行う団体で、災害対策基本法に基づき、町が地域防災計画でその設置と育成強化を図っています。その活動は、消防救助活動に加えて、避難誘導や炊き出しなど避難生活支援なども含まれます。町内の自主防災組織の多くは自治会とほぼ同じ構成ですが、自警団員をメンバーに入れて体制強化を図っている地域もあります。消防、防災活動において役割の重複はありますが、各組織は成り立ちが違いますので、それぞれの活動範囲や機能が異なり、地域ごとの実情に応じて特徴や形態を選択しながら活動いただいていると承知しております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今ほどの4 番目の回答について再質問させていただきます。役割の重複はありますが、私が聞いているのは、役割が重複していると思われる点を教えてくださいということで質問させていただいてますので、このことについて再度答弁ください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 重複している点でございますが、この活動自体はその地域によって多少異なるというところはございます。ただ、自警団と自主防災組織につきましては、先ほども少し答弁の中で申し上げましたとおり、自主防災組織の中にその消防団が構成員として入られているというところが多いというところでも、重複している点につきましては、自治会のその防災訓練等でその活動を共にされているというところが1 つでございます。また、広報につきましても、自警団につきましてもその集落に設置をされております広報車といいますか、小型ポンプの積載車を用いて集落内を啓発されるというところが1 つですが、自主防災組織、いわゆる自治会におきましては、例えばそのチラシの配布であったりとか、そういったところで広報するといったような内容で、広報の部分であったり訓練の協働といったところが重複というところかというふうに認識しております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） もうちょっと具体的にお聞きしたかったんですけども、この担い手不足ですけども、いろいろ意見を聞いてますと、ほとんどが職員ということをお聞きしてますが、職員自体も拒否していると。団員は30 名未満というところもお聞きしてます。団長のみと言うと御幣があるかもわかりませんが、町自体が

熱くなって危機感を持っておられるように感じました。職員とか町自体としてどの辺まで重きことを考えられているのか、全然前向きに何かをしたとか、後ほどでも申し上げますけども、委員会をつくるであつたりとかいうような、ではどうしようというようなふうなものが一向に見えないんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 消防団員の確保と、あとその町としての消防の意識といいますか、その部分に関しては庁内でどのように議論されているのかというところでございますけれども、まず1つその消防団員の確保につきましては、やはり町を守るといふ部分について、職員がその活動に参加するということでおっしゃってる消防団への加入というところにつきましては、原課のほうから採用された職員であつたりとかいうところに声をかけて加入を促進しているところでございます。

消防、防災に関する意識の向上の部分につきましては、その部分に関してどのようにその庁内で議論しているかというところでございますが、ここの部分に関しましては、やはりその災害対策本部等を設置するというような事態が生じるという災害のときであつたりとか、そういったところを踏まえまして、庁内でどのように災害、防災を対応していくかというところは、関係部署とその都度協議をしているというようなところで、全体での協議というのはなかなかその場所は設置はしておりませんが、そのときの状況に応じて協議をしているというような状況になっております。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） それでは、そんなことしてたら集まりませんわ。僕が思うてるのは、どこまで危機感があって、どうしていこうというのがあるかないかお聞きしてるんです。その都度その都度とかいうのは、こんなんでは全然集まりません。今入っておられる町団の方に失礼やと思います。もっと動いてください。今のことについてちょっと答弁ください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 消防団員の団員の要は増加に向けた取組というところにつきましては、職員に向けて積極的に声かけをして加入を勧めるとともに、団員の増加に

努めていきたいというように考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） やっぱ消防団のことですので、後回しにすることはできないので、いろんな方法をもって進めていっていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に行きます。県内の市町において自警団は存在しますか。また、どのような役割を担っておられるかお答えください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 県全体の実態は分かりませんが、東近江消防署管内市町の担当課に伺いますと、自警団が自治会によって自主的に活動いただいている組織であることから、自警団の設置状況や活動状況を把握してないと伺っております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今日是一般質問してますんで、把握してませんで、ちょっと、では隣の彦根は確認されましたか。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） お答えいたします。

東近江管内と先ほど申し上げましたが、彦根のほうは実際にその自警団そのものが分団としてほとんど活動しておられると伺っております。自警団そのものは集落その他自治会組織のほうで自主的な活動を頂いてのが存在するかというところで伺ってはおりますけれども、その活動実態は自治会によるというところです。

東近江管内では、補足をいたしますと、自警団そのものは消防団とは全く別の組織という認識をされているようです。例えば、同じ町であります日野町、竜王町におきましては、自警団団員は消防団に所属しないということが言われます。なぜかと申しますと、集落等での災害時の火災も含めてですけれども、消火活動、それそのものの活動でありまして、消防団に所属しますと町全体の消防、防災活動に従事しなければならないと、この2つは全く別の活動であると、同じではありますけども役割が違うというところで、それを分けて考えるという文化があります。ですので、自警団を卒業した後に消防団に入られる、もしくは消防団を辞めてから自警団を一生続けられると、そのようなことで実施されています。その愛荘町の消防団、自警団につきまして

は、これは組織は違いますけども団員は共通するということで、この2つは文化が全然違うというところで認識をしております。ですので、ほかの市町におきましては認識されていないと、認知していないというところで御説明がございました。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 質問の仕方が悪かったのかもわかりませんが、分団であろうが何であろうが、その団に対するそういう仕組みのことをこの2番目の質問で全体含めて聞いておるんです。だから、自警団であるのか、分団であるのか、その組織が町に入ってるか入ってへんかとか、自治会で動いているとか動いてないとかというのは、それも確かに私の質問の中にあるんですけれども、その担い手不足に対してどうやっていくかということをお聞きしてますので、だったら今、山本課長がおっしゃったような内容をここの回答に書いといてくれはったら、もうこんなそのままスルーして次に行きますよ、僕。だからそういう、さっきも言いましたが、温度差がちょっと違い過ぎているということをよく理解して進めていっていただきたいと思います。

では、次の質問に入らせてもらいます。愛荘町消防団、各自治会の自警団の成り手不足の原因は何であると把握されていますか。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 少子高齢化や都市部への人口集中、サラリーマン化など、社会の変容に伴って地域内のつながりが希薄化していると感じており、消防団、自警団に限らず、自治会等の地域の役員全てにおいて成り手不足を伺っております。進学や就職をきっかけに若者が地元を離れることも多く、若手の団員を確保しにくい状況から、自警団員の高齢化も進んでおります。また、集落に自営業者が減少した現在、時間の自由が利かないサラリーマンが消防活動を持続するためには勤務先の理解や協力が必要です。さらに、遠方の職場に勤務されるなど、日中の大半の時間を町内におられない方が増えていることも原因であると考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。再質問させていただきます。まさにほとんどがそのとおりやと思うんです。サラリーマンで共働き、核家族の家庭がほ

とんどです。そのような点は、今お答えいただいたとおりかと思います。ただ、私、住民への働きかけに欠けていると思いますので、その点、答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 地域への働きかけという部分でございますけれども、先日、班長会議を開催いたしました。その中でも、その地域の消防団への加入に関してのチラシ等も含めさせてもらうとともに、地域で防災活動の訓練をいたすときなどでも、一定そういった広報の部分にはさせていただくという場合もございます。確かになかなかその地域で消防団の確保という部分は非常に難しいところもあるんですけれども、できる限り町としても機会を捉えて広報、周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 引き続き、今まで以上によりしくお願いします。

次の質問に入らせてもらいます。各自治会の自警団登録されているものの、全く出動されてない方もおられるようです。自警団運営経費交付金として1人当たり1万1,000円を交付していることは、交付金支出として法的な問題に問われないのでしょうか。お答えください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 愛荘町自衛消防組織交付金の組織運営経費は、自警団1人当たり1万1,000円を積算基準として予算の範囲内で交付しており、前年度末に自衛消防団員届出書を各自治会長から町に提出を頂いております。当交付金の交付要項におきまして自治会長の届出をもって交付しておりますが、実績報告の提出を求めないと規定しているため、町では自警団の活動状況を把握しておりません。自警団員には資機材の点検整備や訓練、警戒等の活動が伴うと考えられ、当交付金が自警団員の出動を要件にしていないことから、当交付金の支出に妥当性がないとは考えておりません。しかしながら、その目的が自衛消防組織の活動育成であることから、実態も把握できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 今ほど初めに答えられた件で、再度質問させていただきます。当交付金の交付要項におきまして、自治会長の届出をもって云々かんぬんとありますが、ここで実績報告の提出を求めないと規定しているとあるんですけれども、町の規定で実態報告を求めないこと自体がおかしいんじゃないんでしょうか。国の法律上、問題ないということでしょうか。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 本件につきましては、組織交付金という形で人数を基に交付をしているというところでございます。まず、そのおっしゃるとおり、その実績報告等が必要な場合につきましては、例えばその補助金であつたりとか、そういった一定その成果を求める事業等につきましてはの補助金については、もちろん実績報告を求めるところでございます。この規定の中で、一定その交付金として交付するルールといえますか、その仕組みを定めておるというところで、特段その実績報告を求めない交付金というのほかにあるというところもありますので、特段その実績報告のない交付金がどうかという部分には当たらないかというところです。ただ、今回のこの御質問にあります、要はその活動経費、組織の運営経費についての交付金に関しては、今後、町としても考えていくというところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 私は、報告がないのはあまりにもちょっとおかしいんじゃないかなと思います。昨年度245人の登録です。そこで、1万1,000円で269万5,000円、これはほんまか嘘か分からないんですよね、実績報告がないということは。ということは、やはりこの辺はやっぱりちょっと整理していかな私はいけないかなというふうに思っておりますので、今後の整理を頂きたいなというふうに思っております。

あともう1点は、最後に答弁いただきました、消防組織の活動育成で実態も把握できるように検討してまいりたいと考えますとあるのですが、わざわざもう検討する必要はない、時間をもってそういう会を開かなくても、例えば年末夜警時、実態の調査ということはできるでしょうけれども、そういうときにされませんか。しますか。どちらかでお答えください。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 御提案ありがとうございます。そもそもこの交付金自体は合併時からずっと内容としては変わっておりませんが、その届出だけでやっていくというには、やはりその目的が活動育成というところでありますことから、その実態も把握できたほうがいいなということで検討してまいりたいと、そのように考えております。その方法として、夜警時ということでありますと、その内容についても検討の中に含めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 私が言ってますのは、わざわざ検討するのですかとかいう意味ですので、検討いただけるということですので、これは早々に協議検討していただけたらいいかなというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。常備消防の東近江行政組合と愛知郡広域行政組合の合併以降、小型動力ポンプや赤色軽トラックの小型動力ポンプ付積載車を実際の火災活動で活用された実績を詳細に教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 町消防団によりますと、近年の火災現場で自警団の小型動力ポンプ付積載車が消火活動に使用された事例はないということです。町内自警団 4 2 班のうち、小型動力ポンプ付積載車は 3 3 班が所有しており、点検整備の上、毎月の夜警や訓練で使用されていると考えます。常備消防である東近江消防本部については、消防車が火災各地から現場に到着するまでの時間が約 1 0 分であり、また消火栓も町内で 7 4 1 か所に整備されており、自警団のポンプや積載車を使用する機会が以前より少なくなっていると考えられます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。直接携わることは、まず私も当時入ってました頃は直接行ったことはまずありませんでした。今は消火栓等も設備が整っていますので、なかなかそんなことはないかなというふうに思っております。

次の質問に入ります。現状を踏まえて、町や自治会で財政負担が生じる小型動力ポンプや赤色軽トラックの小型動力ポンプ付積載車を今後も自治会で必ず保有しなければならないでしょうか。お聞かせください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 町では、自衛消防組織が使用する小型動力ポンプ付積載車に対し、経費の3分の2を予算の範囲内で補助しております。過日の区長総代会幹事会で伺いましたところ、多くの自治会長から、自警団の活動は数年で困難になるとの回答があり、町の補助金があったとしても自治会の負担も大きく、高額な消防用車両の更新のために区の行事をやめて貯蓄に回している自治会もありました。その一方で、少ない人数ながら若手がやる気を持って積極的にポンプ操法訓練をされていたり、食糧備蓄や体験型の防災イベントを実施されていたり、消火栓ホースの更新を計画的に実施されていたり、様々な自主防災の取組を伺いました。さきの答弁で申しましたように、消火栓ホース等の資機材は継続した需要がある一方で、火災現場での小型動力ポンプ付積載車の使用頻度は著しく低下しており、町の補助金制度も実質的な取組につながっていくよう見直してまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ちょっと再質問させていただきます。一番最後の見直してまいりたいと考えますというところですが、また見直してまいりたいじゃなくて、1 月の出初式もあることから、そのときに見直しに着手すべきではないかなと思うんですけども、この辺について、されますでしょうか。いかがですか。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 自治会の補助金自体は毎年のように予算の範囲内で執行しておりますが、以前よりその計画を持って自治会のほうから御要望いただいている案件もございます。都合、その自治会の御要望というものが、これを制度を大きく変えるというところで阻害されますと、それも1つ問題と思いますので、こちらについても事前のアナウンスというものも検討の過程というところも自治会とともに共有しながらやっていきたいと思います。ですので、性急な改正というところには至らないかもしれませんが、その検討の過程においてまた皆様と協議していきたいと思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 私自身、基本的に火を消すのではなくて、火を出さないこ

とや火災の予防を促すことが非常に大切な作業かなと思っております。自治会内でも訓練等の際の自己啓発としては欠かせないものやとは十分理解をしております。いろんなことを踏まえてお話しさせてもらおうと、やはりそういうようなものは全部もう要らなくなりますよということを私が言っているわけではありません。各自治体での自己啓発には絶対つながっているかなというふうには思っております。ただ、その反面、管理も大変やというふうにも聞いておりますので、この辺は再度協議いただいて進めていっていただきたいのと、あと補助金に関しても上限がないというのはこの御時世ちょっとどうかなというふうに思っておりますので、その辺も含めて今後検討を頂きたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。7番目としまして、出動報酬や消防車両の更新に係る要望書が令和6年6月に愛荘町消防団から町へ提出されておりますが、要望書に対する町の方向性、現在の方向性を教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 今年度、町消防団からいただきました要望書は、庁内で共有をしております。予算を伴う内容であることから、財政担当とも慎重に協議しておりますが、団員の処遇改善は団員確保にも影響することから、その内容を消防団とも協議して真摯に対応してまいります。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 今ほど答弁いただきました。消防団とも協議して真摯に対応していただけると解釈させていただきましたので、よろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。例えば、現状を踏まえて検討委員会を設置し、愛荘町消防団と各自治会の消防団の組織体制を再構築する考えもあると思います。この方向性についてお考えをお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 町消防団、各自治会の自警団の皆様におかれては、それぞれのお仕事もおありの中、火災や災害に注意や備え、日々訓練いただいておりますことに感謝を申し上げます。さきに政策監からも成り手不足の事柄について触れておりますが、町内の自治会では、それぞれの歩みの中、工夫され、自主的に消防活動を頂いており、自警団を中心とする消防活動の可否を一様に判断することは大変難しいと考

えております。ただ、町消防団においては、団員定数と実数との乖離が生じていることも確かであり、自警団を基礎とする町消防団の組織編制について、また持続可能な消防団の在り方について、消防力の維持の点からも早急な検討が必要です。また議員より、検討委員会を設置して消防団と各自治会の自警団の組織体制の再構築を図ってはとのお問いを頂きました。これまでの消防団と地域とのつながりを鑑み、これからの体制のありように関して、まずは消防団幹部の意見聴取より始めてまいりたいと存じます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問させていただきます。今ほどちょっとおっしゃっていただきました中段ぐらいの、自警団を基礎とする云々かんぬんと書いてありますが、スピードを加速させるために、例えば総産に参加されるとか検討すべきかと思うんですけれども、町長はどのようにこの辺を考えておられますか。前向きに進めていただけるかどうかということをちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 総産ということでおっしゃっていただいているのは、総総務産業建設常任委員会という議会の委員会においてということでございますね。ありがとうございます。消防団のある幹部の方々、そして議会の代表いただいた委員会の方々での勉強会ということをお持ち頂いたということもございました。委員会の皆様がやっぱり関心をお持ちいただくということは、大変ありがたいことでございます。一方、その委員会の中においてその全ての答えがやっぱり出せるか出るかということ、なかなかそうでは当然ないかというふうに思います。具体としては、やっぱり各字の役員様がそれぞれの成り立ちということもございますので、それも議論を進めていく中においては大変重要な要素でございますので、委員会で御協議を頂くことを、それはないと申し上げるものではございません。ですけれども、その事柄に各字の方々がどれぐらいお入りいただくかというところは、具体現実としては結構ハードルがある、難しいのかなというふうに思いますので、今ほどお話を頂きましたのは、1 つどのような在り方がふさわしいのかというところは考えを少し巡らせていただく必要があるのかなというふうには思うものでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 私が今再質問させていただきましたのは、スピードを加速

させるために、例えば総務産業建設常任委員会に参加していただいて検討すべき点か
と思いますので、町長はどのように思っておられますか。検討委員会を進められま
すかどうかということを僕はお聞きさせてもうたと思うんです。なので、住民の方とい
うとちょっと解釈がおかしかったのかもわからないですけども、そういう意味の質
問をさせていただいたのです。

時間もないので、今の再質問をさせていただきます。一番最後に、まずは消防団の
幹部の意見聴取より始めてまいりたいと思うのですが、これはやっぱり早期に意見聴
取すべきだと思うんです。まず初めには、やっぱり年内ぐらいには意見聴取をされた
らどうかなと思うのですが、その点について再度答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（山本拓也君） 今ほど消防団幹部との意見聴取を早めてはと
いうことで御提案いただきました。消防団、消防力の確保に関しては時間を争うもの
でございますので、その方法につきましてもスピードを速めてやっていきたい。年内
ということでございますけれども、消防団の事業もこれからたくさん出てきますこと
から、そこと調整しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 再質問させていただきます。いろいろ事業があるのは十分
理解をしているのですけれども、意見聴取ですので、そんなに時間がかからないので
はないのかなというふうに思ってます。何回か開いていただいて、解決方法を 1 つで
も多く協議いただけたらなというふうに思っております。なかなか解決案がすぐ見つ
かるわけではないというふうに私は理解しておりますが、今後の要望書に対してもど
のように進めていかれるのか、いつ頃回答が一段階としてまとまるのか、その辺をち
ょっと答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（山本拓也君） 意見聴取につきましてはただの 1 回で終わる
とは思っておりませんので、御指摘のとおり何度も重ねて、その結論というか、良い
方向を見つけてまいりたいと思います。

また、要望書につきましては予算を伴う内容でありますことから、早ければ次年度
の予算というところで検討していければと思っております。その回答というのがその
内容になろうかと存じます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。何らかの方法でやはり前向きに進めていただきたいと思います。

最後ですが、担い手不足のところですが、やはり火災予防運動中に保育園、幼稚園、小中高とかでボン操であったりとか操作を、今後とも、昔はあったと思うんですけど、今はもう最近はやっておられませんので、そうやって披露していただき、小さな頃からそういうことを見せていくというのも一つかなというふうに思っておりますので、今後の材料にさせていただけたらなというふうに思っております。

以上で私のほうから質問を終わらせていただきます。

○議長（森野 隆君） それでは暫時休憩いたします。お昼休み時に議会運営委員会を開かせていただきますので、再開はまた議会運営委員会の時間によって変わってきますので、順次お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時18分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中川喜代和君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を続けます。3 番、中川喜代和君。

3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 3 番、中川喜代和です。議長より発言を許可されましたので、ただいまより一般質問をいたします。4 問いたします。

1 問目は子どもの人権が尊重される保育・教育活動の充実について、2 問目は「带状疱疹」ワクチンの助成について、3 問目は小児がん等で免疫を失った子どもへのワクチンの再接種について、4 問目は育児休業中の保護者の育児支援としての町内保育施設等の利用についてです。

それでは、最初の質問に入ります。一問一答でお願いします。

子どもの人権が尊重される保育・教育活動の充実についてお伺いします。

2023年、令和5年度の滋賀県におけるいじめ認知件数が過去最多1万1,921

件、加えて重大事態も11件の増で24件と過去最多になっております。この数字の解釈は様々だろうと思いますが、いじめの理解が進んだことによる積極的な認知の数が増えたという解釈では済まされないと私は考えています。日常の学校生活の中で、人権が踏みにじられている子どもの数が増えていると解釈しています。なぜなら、重大事態も11件増えて24件と過去最多になっているからです。重大事態が前年度のおよそ1.8倍増加していることから、いじめの内容も過激化しているのではないかと推察しています。危機的状況であると捉えなければならぬのではないのでしょうか。

そこで、町内における2023年度のいじめの状況とその分析及び対応についてお聞きします。2023年度の町内校園におけるいじめの状況について、次の3点の問いに説明をお願いします。

校園種別にいじめの認知件数と過去5年間の経年変化について説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） いじめの認知件数は、2023年度、令和5年度は、小学校43件、中学校10件となっております。また、5年間の経過でございますが、小学校では、令和元年度は9件、令和2年度は40件、令和3年度は29件、令和4年度は31件となっております。中学校では、令和元年度は4件、令和2年度は5件、令和3年度は9件、令和4年度は10件となっております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 増えておりますね。再質問いたします。小学校、中学校のいじめ認知件数については分かりましたが、幼稚園での認知件数はどうですか。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。小中学校におきましては、児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題を県教育委員会へ報告していることもあり、いじめの認知件数等を細かく把握しておりますが、幼稚園につきましては特に求めているのが現状でございます。しかしながら、幼稚園で起こりましたことにつきましては、その都度の報告はもとより、月1回行っております町定例校園長研修会の情報交換の中で報告をしてもらっているところでございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） それでは、2点目に行きます。校園種別にいじめの主な内容について説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

2023年度、令和5年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題調査における本町分の結果によりますと、小中学校とも、ひやかしやからかい等の悪口を言われるが最も多くなっております。また次いで多い項目として、小学校では、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりするが多くなっております。中学校では、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるが多くなっております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 答弁ありがとうございます。

次の3点目に移ります。校園種別に重大事態の発生があったかどうかの説明をお願いします。また、過去5年間に於いてあったかどうかの説明もお願いします。もしあったのなら、その事案から学んだ教訓について説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

過去5年間では、重大事態につきましては2件報告されております。その際の教訓として具体的に学んだことは、まず調査等に関することが挙げられます。アンケートの実施回収に当たっては、他者に見られるのではないかという子どもの負担を軽減するような実施回収方法を検討し、十分配慮された状況で調査回収を行うことを共有しております。

次に、客観的資料の提供や資料保存に関することが挙げられます。近年、SNS上でのやり取りによるトラブルが多くなっていることから、SNS上のやり取りについての客観的記録に留意する必要があります。その他、写真、録音等の客観的資料が存在する事案につきましては提供を求めるとともに、事後の再検討のためにも対応記録の一部として確実に保管するよう努めているところでございます。また、子どもへの具体的な指導につきましては、被害者側の子どもに寄り添うとともに、被害者側の子どもに必要な支援、指導を行うことを大切にしております。円滑な人間関係の形成には、友達関係における距離の取り方等についての指導も必要であることから、対人関係のスキルとしまして他者と距離を置くことを指導に盛り込むことに留意していただいております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。文科省が今年8月30日、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改定を行ったけれども、学校現場へ浸透させているのかお聞きします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員が御指摘いただきましたガイドラインにつきましては、重大事態の発生いかににかかわらず、全ての教職員がしっかり把握していることが必要でございます。教育委員会としましては、定例の校園長の研修会、あるいは教頭、副園長の研修会、また生徒指導の担当者会等におきまして、その改定ガイドラインの要旨を理解してもらえのように伝え、そしてその後、各校園に研修として広げてもらうというふうな仕組みで浸透を図っているところでございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） いろいろとやっていただいてありがとうございます。再々質問させていただきます。先ほども申しましたけれども、改定版では第三者の考え方を整理しています。学校側の顧問弁護士やカウンセラーらは第三者と位置づけるのは適切でないと明確にし、保護者と共通理解が必要だとしております。そこで、第三者や専門家が調査すべきケースとして、子どもの自殺や被害者と加害者の主張が異なる場合、学校の対応に課題があり、保護者の不信感が強いことを挙げています。さらに、いじめを把握した初期から、被害者と保護者に寄り添った対応をするよう求めています。いじめを訴えてきた児童生徒には共感的な態度で真剣に耳を傾けることが必要であり、保護者との意思疎通では、電話や口頭のやり取りだけではなく情報共有が十分に図られず、対応が遅れる事例としてあると思われます。文書のやり取りを通じて具体的な状況を正確に把握する対応を示しております。保護者らのトラブルを回避するため、調査を開始する前に調査組織の構成や手続について事前説明を行い、共通理解を図るべきであるとしていますが、町の見解をお聞きします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、最近、第三者委員会を開いたとしても、その公平性等で保護者等から疑問が呈せられるということが多々見られます。そういう意味では、当初から御指摘のとおり、保護者との意思疎通、もちろん子どももそうですけれども、寄り

添いながら図っていくことが必要だというふうに思っております。ガイドラインの中でも大切なこととして示されておりますけれども、重大事態があったというふうに保護者から申出があった場合には、学校がいじめを把握していなくても重大事態が発生したと推定して調査を始めることが肝要であるというふうに思っております。加えて、いじめを把握した段階から、被害児童、生徒、保護者に共感的な態度で真剣に耳を傾ける必要があります。その同じガイドラインの中でも、保護者との情報共有の重要性も指摘されているところであります。万が一、重大事態の調査を行う際には、いじめ被害に遭った本人及びその保護者に対して、重大事態の事実関係など必要な情報を適切に提供することが必要でありますし、また具体的な説明や報告をすることが重要になっていると考えます。例えば、その調査の目的、調査の主体、これは組織の構成とか人選ということでございます。あと、調査の時期、期間、調査対象等、そうしたことの具体的な部分につきましても、保護者との擦り合わせを行うということが必要であるというふうに考えております。いずれにしましても、いじめの重大事態の調査につきましても、御指摘のガイドラインに沿って徹底して行うことを肝に銘じてまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） まず、素早く丁寧な対応をお願いします。

次、4点目になります。重大事態から学んだ教訓を本町校園の日常の教育・保育活動にどのように生かしているのか、具体的な取組の説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

これまでから、いじめの未然防止、初期対応、再発防止について、町教育委員会、幼稚園、小中学校は共に日々の振り返りを行い、より実効性のある対策の実施に注力してきているところでございます。その中でも、町教育委員会、幼稚園、小中学校が点検、改善を図り、さらなるいじめ対策の推進を行ってきた点につきましては、次のとおりとなります。

まずは、今まで以上に子どもに寄り添った丁寧な支援、指導を行うことにより、円滑な人間関係の形成を図るよう、子どもへの指導をしております。

次に、保護者を理解することが、幼児、児童、生徒対応の効果を高めることから、保護者の思いに寄り添った保護者対応をより一層心がけております。

そのほかには、いじめの定義について教職員の共通認識を図るとともに、気になることがあれば教職員相互間での情報共有をより一層図っております。また、報告、連絡、相談を遅滞なく行う習慣を組織全体が持つように意識化しております。

また、最近では、特に小中学校におきまして、スマートフォン等によるトラブルへの対応が増えておりますことから、地域、家庭や町PTA連絡協議会との連携を密にし、情報共有や相談の場を設けたり、啓発文書やチラシを発行したりするなどの取組を進めております。併せて、子ども自身がルールをつくるなどの、子どもの主体性や自治の力等を引き出しながら、家庭、地域と連携した取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。スマートフォンによるトラブルへの対応が増えているとのことですが、本町のこの小中学校で主にどんなトラブルが多いのか、お伺いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

一番多いのが、悪口を書き込んだり、あるいは撮影した画像等を友達に断ることなく勝手に上げたりする、そうしたトラブルが多くなってございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。5点目に行きます。いじめのない仲間づくりには、日常の教育、保育において、子どもの身の回りに起こる問題を人権の視点から見つめ考えさせる取組が大切であると私は考えています。町内校園において、子どもの身の回りに起こる人権問題について考える取組の報告をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

現在のいじめの定義によりますと、いじめがないとかいじめゼロということは現実的にはないものと考えます。まずは、日頃の学校、園生活において、学習、遊び、部活動を通じてお互いを尊重する仲間づくり、いじめを乗り越える仲間づくりを行うことこそ重要であると考えます。具体的な取組としましては、幼稚園では絵本の読み聞かせから、言葉による思いの伝え方について教師や友達と一緒に考えることをしております。小中学校では、日々の授業を通して子どもたちが議論を重ねたり対話をした

りする中で、お互いを理解することを大切にしております。子ども同士で丁寧に話を重ねること、対話を通して異なる考えや意見を共有することで、誤解や偏見を解消することにもつながります。同時に、他者に対してより深い理解を得ることができるとともに、多様性を尊重するための気づきを持つことにもなります。以上のような取組を通じて、子どもたちが人権の視点で問題を考え、円滑かつ友好的な人間関係を築いていくための土台をつくることが肝要と認識しております。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 再質問させていただきます。日常に起こってる問題として、例えばですが、何年何組の友達に「遊ぼう」と言っただけでも、遊んでもらえなかったから仲間外れにされたと思う子ども、また勉強のテストが悪くてなじられた子ども、またあだ名で呼ばれ苦痛を感じた子ども、この容姿や成績など特徴からつける名称ですが、心理的な影響を与える行為として、これはいじめ対策推進法上、いじめの定義に該当する可能性があります。容姿にコンプレックスを持ってる人は多いのではないのでしょうかね。学校では、被害者児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があると思いますが、答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

いじめというのは、御指摘のとおり、その対象の被害児童が、あるいは生徒がどのような受け止めをしたかというのが、非常に重要な部分がございます。したがって、学校等におきましては、日頃から児童生徒に目を配り耳を傾け、ＳＯＳ等のいじめの兆候をしっかりと把握しておく必要があると考えます。児童生徒の表情や様子を観察するとともに、いじめは日常に起こる問題として、特にどの学校にもどの子どもにも起こりうるという認識に立ち、いじめを見逃さないという、そういう心構えを強く持つことが大切であると思います。同時に、児童生徒はもとより、教職員がより一層人権感覚を磨くことで、未然防止、早期発見、早期対応に今後も努めてまいりたいと考えます。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） いじめからの不登校につながりかねませんので、また、本町は人権尊重の町を掲げてますよね。だから、しっかりその辺を踏まえて育てていただきたいと思います。

次の質問に入ります。带状疱疹ワクチンの助成についてお伺いします。痛みを伴う水膨れが带状疱疹に現れる皮膚疾患の带状疱疹は、体内に潜伏していた水疱瘡と同じウイルスが、加齢や疲労などによる免疫力の低下で活性化され起こる病気で、50歳代以降で罹患率が高くなり、ピークは70歳代と聞いております。罹患すると、治療による带状疱疹の水膨れの皮膚症状は改善しますが、合併症として神経障害性疼痛、痛み、これが数か月から数年にわたり持続すると言われております。その予防としては带状疱疹のワクチンが有効であり、教育民生常任委員会において、私はそのワクチン費用の助成を以前からお願いしてきましたが、その後の町の見解をお聞きします。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 今まで带状疱疹ワクチンは、予防接種法の規定により任意接種として位置づけられてきました。しかし、今般、国は本ワクチンを定期接種の対象ワクチンとして妥当であると判断し、現在、厚生科学審査会において、対象年齢やワクチンの種類等、詳細な議論が進められているところでございます。

具体的な開始時期については国からの指示はまだございませんが、そのような国の動向を鑑み、愛荘町においては令和7年度から65歳以上の方を対象に带状疱疹ワクチンの接種ができる体制づくりと、接種に係る費用の一部を助成する方向で検討しております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 体調の悪い中、どうも答弁ありがとうございました。そこで再質させていただきますので、よろしくお願いします。今ほど、答弁で助成の対象者は65歳以上で検討してるとお聞きしました。近隣市町、隣の豊郷町や東近江市については50歳以上を対象に公費助成をしていると聞いております。带状疱疹は50歳以上で罹患率が高くなると聞いていますけれども、その点についての見解をお願いします。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、国の動向を注視しつつ、現時点では65歳以上の方を対象にと考えておりますので、御理解いただきたく

よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 再々質疑させていただきます、恐縮ですけど。具体的なワクチンの種類や費用等が現時点で分かっているようであれば教えてください。

そしてもう 1 点、公費助成について検討中とのことですが、具体的にどの程度の助成を検討されているのかお伺いします。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 聞こえにくくて大変申し訳ございません。带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの 2 種類がございます。まず、生ワクチンの接種回数は 1 回で、おおむね 2,000 円程度と聞いております。一方、不活化ワクチンは 2 回接種を要しまして、1 回当たりの費用は 2 万円程度、つまり 2 万円×2 回分の費用が必要となってきております。先ほども言いましたけれども、国の動向を注視しつつとはなりますけれども、带状疱疹ワクチンが予防接種法の定期接種 B 類疾病に属するまでの間につきましては、接種に係る費用の 4 分の 1、25% 程度を現在検討しております。具体的には、带状疱疹の生ワクチン接種者には 2,000 円を、不活化ワクチン接種者には 1 回 5,000 円掛ける 2 回分を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 答弁ありがとうございます。ちょっとでも本当に助かります。よろしくお願いいたします。

3 問目に入ります。小児がんなどで免疫を失った子どもへのワクチンの再接種についてお伺いします。小児がんと診断され、抗がん剤や骨髄移植等の治療を受けられた場合、それまでに接種した予防接種のワクチンの効果が低下、消失してしまうと言われています。この場合、再接種が必要になると聞いていますが、定期接種として受けてきたワクチンが任意接種扱いとなり、原則、全額自己負担となるようです。このことについて、町ではどのように考え対応されているのかお聞きします。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 町では、骨髄移植等の医療行為により、予防接種法に基づく定期の予

防接種の効果が期待できなくなった方について、経済的な負担の軽減、感染症への罹患を予防すること等を目的として、再接種に係る予防接種のワクチンに要する費用の助成を行っております。助成の対象については、町内に住所を有する20歳未満の方で、医師から再接種が必要と診断された方、そして国内の医療機関において再接種を希望する方となっております。再接種に係る助成手続きにつきましては、健康推進課が窓口となっております。なお、再接種を受けるに当たりましては事前申請が必要となっておりますので、あらかじめ御相談くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再三、再質で申し訳ありませんけど、再質問をさせていただきます。実際にこれまでにこの件について問合せがあったのですか。また1人の子どもに対してどの程度の予算額を計上しているのか、そして全ての接種を行う場合、どの程度の予算規模になるのかお伺いします。

○議長（森野 隆君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） お答え申し上げます。

合併当初の平成18年頃にお一人から御相談を受けたことを記憶しておりますが、その後の問合せはなかったものと存じます。

予算額といたしましては、20歳未満の接種に要する予防接種法の定期接種A類疾患12疾患になるんですけれども、を1回分のみ接種した場合の合計18万6,841円を1人分の予算額として計上しております。実際には、骨髄移植等の医療行為を受けられるお子さんの年齢及び主治医が必要と認めるワクチンの種類によって異なりますけれども、お一人のお子様が20歳までに予防接種を全て受けられるために必要な総額といたしましては、37万円から38万円要するものと考えます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） すごい高額ですね。ひとつよろしくお伺いします。

最後の質問に入ります。育児休暇中の保護者の育児支援施策として、町内保育施設などの利用についてお伺いします。愛荘町では、在園児の保護者が第2子以降を出産するため育児休暇を取得される場合、3歳以上の園児については継続的に在園保育所の利用が可能となっておりますが、3歳未満の育児については産前休暇と育児休暇中の

出産予定月の2か月前から出産後の6か月までは在籍している保育所を利用できますが、それ以降は一旦退園することになっています。仮にですが、第3子出産に当たり、第1子が3歳児以上で第2子が3歳児未満であった場合、第1子の上の子だけ保育所に引き続き通わせ、第2子と産まれて間もない第3子の育児は家庭ですることになります。実際に子育てする中で、生まれて間もない子と3歳未満の子どもの育児は大変なことかと想像します。町ではそのことについてどのように考えておられるのか、また改善されるお考えがあるのかお聞きします。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 愛荘町では、町内保育所に在園する児童の保護者が第2子以降の出産に伴う育児休業を取得した場合に、愛荘町保育施設等の利用調整事務取扱内規に基づき、出産月の2か月前から出産後の6か月間は妊娠、出産の要件で利用認定を行います。その認定期間経過後は、在園児が3歳児未満の場合は退園とし、3歳児以上の場合には児童の就学前の環境変化や教育的な格差が生じないように、保護者の育児休業終了後の職場復帰を前提として、引き続き保育所を利用いただくことを可能としております。この保護者の育児休業取得に伴う退園については、3歳児未満の児童であっても、子どもの環境を変えることなく保護者が安心して子どもを産み育てる環境を整えるため、令和7年4月1日から在園児の年齢区分を撤廃していくよう検討しております。なお、2歳児においては、令和7年1月1日から先行して運用を開始する予定としております。この運用により、保護者が第2子以降の出産に伴う育児休業を取得した場合でも、在園児の子どもの年齢にかかわらず引き続き保育所を利用できるようになります。保護者が安心して育児休業を取得できる環境が整い、また子どもたちも慣れ親しんだ環境で過ごすことができるようになります。今後も妊婦とお腹の赤ちゃん子育て支援に優しい町として、町の子育て支援策を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。在園児の年齢にかかわらず、引き続き保育所を利用できるように配慮していただけることは、子育て世帯に寄り添った非常に良い取組であると評価させていただきます。しかしながら、本町は待機児童もいる中で、今回の改正が待機児童の増加につながるなどの影響はございませんか。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 令和7年度の入所申込につきましては10月末で締め切らせていただきまして、現在、入所調整を進めているところでありまして、今の段階で昨年度より待機児童が増えるかどうかは分かりかねるところではあるのですが、これまでも入所の調整の時期に育児休業に伴う退園者を把握するということは困難だったこともありますことから、今回の改正が原因で待機児童が増えるということは考えておりません。今回も子育て支援をより強化する取組の1つということで、年齢区分を撤廃するというところで検討しているんですけれども、根本的な待機児童の解消という取組については保育士の確保対策とかいうのを別途進めているところでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 答弁ありがとうございました。よろしくお願いします。こども家庭庁のこどもまんなか社会の実現に向けた施策、滋賀県は子ども子ども子ども施策、本町は妊婦とお腹の赤ちゃん子育て応援宣言の町ですね。切れ目のない支援と見通しを持って子育てができるよう事業展開していただくようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 辰己 保君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。13番、辰己 保君。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。

一般質問2項目、障害児の教育支援について、2つ目は「彦愛犬広域ごみ処理施設」およびごみ処理方式について、質問を行います。

はじめに、私は、子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けての障害のある子どもの教育支援手引きの視点から一般質問を行います。この質問を行うきっかけを頂いたのは、愛荘町の町民さんから、「来年我が子が就学するのですが、障害を抱えているので集団登校に参加することは難しい」と、そのことから「現在、運行されている通学バスを使用することはできないのですか」との御相談を受けたことです。Aさんは、通学バスの利用を一定の期間、すなわち我が子の成長を願って、

学校になじみ集団登校へと成長してほしいとの思いを持たれているということです。まさに質問冒頭に述べた、障害のある子どもの教育支援に沿うものです。私は、Aさんとの懇談を行った後、教育委員会、福祉課、子ども支援課からのレクチャーを受けました。担当課から、Aさんの子どもさんは小学校までの徒歩通学は難しいのでは、またバスの乗車は可能だが介添人が必要ではないかなどを聞かせていただきました。同時に、送迎バスの支援制度も聞くことができました。

そこで、障害のある子どもの教育支援から下記の諸点について質問を行います。

まず1問目、障害児の学びの保証には、保証は校外においては保護者に、校内においては学校及び教育委員会との認識で良いのか。障害児の学びの保証についての考え方をお聞きします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 障害児の学びの保証につきましては、その教育活動等の内容や実施方法、教育環境等、様々な状況、条件により、その保障の範囲は変わってくるものであると考えております。したがって、学校の内外というところでの画一的な線引きは現実的ではなく、学びの保証は教育委員会だけでなく関係機関が連携し、児童一人一人の教育ニーズに配慮した取組を進めていくことが大切だと考えております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今、答弁いただいたんですが、当初にも言ってるように、障害のある子どもの教育支援の手引きというので、初等中等教育局特別支援教育課というもんが出してるんですが、言われるとおり様々であるし、それに合わせてどういう教育的配慮を整えていくかということと言ってるわけですが、結果、本町としてどういうふうに捉えていくかということが答弁いただきたかったんですが、いずれにしても後の質問の中に入れていきますので、次の質問に移ります。

2つ目の質問で、障害児の徒歩通学が可能とした場合、徒歩通学で障害児の体力の限界を超えて学校に着いたことで学びへの影響が起こった場合は、校内として学校が責任を負うということなのか、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

障害のあるなしにかかわらず、登下校は原則的には保護者の責任において行うべきものであります。御質問にあります児童生徒が体力の限界を超えて登校するというこ

とは教育上避けるべきであると同時に、その影響を学校が責任として負うということにはならないと考えます。しかしながら、関係者が合意形成に努めることは大切であると考えております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 最後に、関係者の合意形成と言われたんです。今の言うように、手引きの中にもそういうふうな対応、もっと言えば教育的支援というのは乳幼児から福祉の関係から進んでいくということになるんですが、ここで言っている関係者が合意形成に努めるというのが大切だと言ってるわけですから、この関係者というのはどの程度を指して言っているのかということが1つです。

そして、当然、その障害のあるなしにかかわらず、登下校は原則保護者というところで今、進めてるわけですね。しかし、実際に障害を抱えた御家庭、保護者が、家の事情でどうしても、その子どもの障害のありようでどうしてもというので、バスもしくはそういうものの手だてを取ってほしいという要請をしているわけですから、ここはどういうふうに合意形成を図ってこられたのかということです。まずは最初、合意形成を関係者と、それはどういうことを指しているのか。そして後段は、結局そういう要請があったと思うんですよね。届いていると思うので、そういう場合にどういう合意形成が図られていくのか。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

関係者という部分につきましては、子どもさんあるいはその保護者の方、そして学校あるいは教育委員会ということになるかというふうに考えます。

それから、今、2点目の、じゃあその合意形成をどういうふうに今まで図ってきたのかということですが、議員も御存じのとおり、合理的配慮のその提供につきましては、当然その子どもさんの障害の状態や状況、あるいは教育的ニーズの把握、具体的にはどんな場面でどのような困難を示しているのか、あるいはその困難を改善、克服するために必要な配慮は何かとか、あるいはその上で配慮の内容や方法の検討ということになっていこうかというふうに思っておりますけれども、この場でその個別のことにつきましてお答えすることが適切であるかどうかということもございまして、その辺はちょっと制限を持ってお答えをさせていただきますけれども、今後そういう部分の調整を図った上での合意形成を図っていくという、そういうまだ段階ではな

いかなというふうに思っています。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） なぜここまで詰め寄っているかと言えば、確かに障害のあるなしに登下校は保護者の責任という前提、基本とされている。しかし、先ほどの質問でも出ているように、要するに2児、3児を抱えておられる家庭、保護者、そうした場合には条件が変わってくるわけですね。教育長が今言われたように、個別の事案を丁寧に言うということはできないんですが、届いているという前提がありますので、結局は小さな子どもには保育園とかそういうところへ送迎をせざるを得ない、今、就学前の子どもさんは手が要するという、そういう家庭にやっぱり応えるということが必要だろうと思うんです。関係者の合意形成は、保護者であつたり当事者の当然、意思表示ができれば本人の意思を確認することになるんだろうけど、保護者と教育委員会、もう一つ、私は関係者というのに、やっぱり福祉部門だと思うんです。先ほども答弁で出てたんじゃないかなと思うんです。やっぱり教育部門と福祉部門がどうしても関わらざるを得ない、こういう対応は。それは手引きにも書いてあるので、そういうことだろうと思います。そのことを言わせていただいて、3問目に行きます。

障害児の徒歩通学が困難な場合は今言いましたように保護者の送迎が基本となり、保護者の送迎が困難な場合は送迎サービスを提供することは可能とのレクチャーを受けています。それは、校外、学校までの事情に属するとの考えに基づくものと考えます。障害児を抱える家庭、世帯は様々です。障害児の学びを保障するためにも、送迎サービスへの負担軽減は必要と考えます。この点について答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 障害福祉サービスの利用に当たっては、障害支援区分認定を受けることが前提となり、区分の段階によって受けられるサービスの種類や費用が異なります。そのため、全ての子どもが通学のための送迎サービスを受けられるものではありません。仮に通学のための送迎サービスを利用された場合、保護者のサービス利用料の負担については、1か月当たりの上限額は生活保護世帯市町村民税非課税世帯はゼロ円、課税世帯については所得割の金額により4,600円、もしくは3万7,200円となります。保護者負担額以外のサービス利用料については、上限額の設定により保護者負担の軽減支援がなされているものと考えています。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） まず先に聞いておきたいのは、その前に、私この間そういう保護者の方と懇談させてもらって、やっぱり幼少のとき、就学前の方は、本当に障害を持ってるんだけど、その障害を自力で乗り越えてくれる、少しは自分自身で改善してくれる、そういう願いを持っておられるんだという、その前提を抑えといてほしいんです。要するに、バスの利用やら送迎サービスを受けたいというのは、それは学校生活になじんでほしい、なじんだら卒業してほしい、そういう願いが前提にあるんだということを、教育委員会も福祉関係もそういう思いで町長も質問を捉えてほしいというふうに思います。

それで1つ、保護者負担の軽減支援が送迎サービス以外にあるという言い方であったのかなというので確認ですが、保護者負担の軽減支援はどんなものがあるのか確認をしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。ただいまの御質問が、障害児に係る質問ということと捉えさせていただきまして、障害児に係るサービスについての説明をさせていただきたいというふうに思います。まずこの行動援護という事業と、また移動支援、また日中一時支援等ございまして、各種サービスにつきまして先ほど町長のほうが答弁申しましたとおり、ゼロ円の世帯、もしくは4,600円、もしくは3万7,200円の上限額の設定があるというようなサービス構成になっております。以上でございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。あえて言わなくても皆さん御理解しているわけですが、その障害を持っている子どもの家庭というのは、もう当然様々ですよね。重度の方もあれば軽度の方も当然あるわけですから、障害というのはそういうもんですよね。それに対してどう答えていくかということが求められてます。当然、様々な家庭がある以上、収入においても様々な家庭があるということです。それが、今言われるように、所得に応じて非課税世帯かどうかで変わるというふうになります。じゃあ、全ての子どもが通学のための送迎バスを受けられるものではないという否定が、まず前提にありました。しかし、養護学校へ行っておられる方は、バスの提供、当然、通学保証がされています。じゃあ、普通学校に通う子どもたちがなぜ保証がしてもらえないんだろう。これはちょっと町長にいきなりこんなハードルの高い質問をしてい

いのかどうかはあるんですが、町長自身そこらはどのように考えられるか、もし考え
がおありなら答弁を頂きたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。様々な事象、ケースケースごとにそ
のお子様の教育を保障していく。今回は通学の環境をどのように保全できるのかとい
うことでお問いを頂いております。このことについて、通常の甲良養護等々に行って
らっしゃる方にはバスがあるけれども、それ以外のことに关してはということも含め
て、全体としてそのお子様の教育環境を保全するに一番ふさわしいやり方がどうであ
るのかということを経ケースごとで幼い頃からその方々に寄り添いながら、福祉部門、
教育部門、行政全体としての対応をさせていただいておるものであるというふうに理
解をしております。よって、この送迎サービスということも、もちろん行政のサービ
スとしてもございます中において、様々な状況、家庭の世帯の状況に合わせた対応を
社会全体として持っているものであるということの理解をいたしております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 本当に私も、別に全ての家庭、障害児が送迎バスの需給と
いうか、手を挙げられるというふうには思っていないんです。どうしても我が家では、
当然先ほども言いましたように、我が子の成長を一番見たいわけですよ、保護者は、
親は。ですから、それは送迎をしていろんなところに一緒に行動するのも成長の一パ
ターンだろうし、だから別にそこを強く求めているわけではないんですが、家庭の事
情が、そこを大変だから行政に手助けしてもらえないか、配慮がしてもらえないかと
いう要請なんですよ。ここをしっかりと捉えるべきではないんだろうかというふう
に思うんです。

先ほど言っている手引きというやつのところを書いてあるんですが、障害のある子
どもを支える家庭に対する支援という側面からも、これちょっと前段があって抜いて
いるんですが、大きな意義があると答えて、教育委員会と福祉部門が早期から連携し
て子どもの発達支援や子育て支援施策を行うことで支援の担い手を多層的にすること
が重要であると提言しています。障害のある子どもへの支援を行うことを提言してい
るんですが、早期からの一貫した教育支援をこの視点から提言されているので、送迎
サービスを手帳の有無に関係なく提供されるということを私は強く求めるんです。先
ほど、どうしても答弁聞いとると縦割りの答弁に聞こえてくるんですよ。私は福祉

部門だから福祉部門で答えますよね、私は教育委員会だから教育長は教育の部分から答えますよねと。しかし、手引きはそうは答えてないんですよ、皆さんに訴えてるのは。だから、いろんな関係者というのはいろんな部門で答えていこうやということを言ってるんですが、まず手引きが示しているこの家庭支援というものに対して、ちょっと抽象的な質問になるんですが、結局、教育長、まずどうなんだろう。子どもの教育を障害児の学びを保証する上でも、家庭からの支援という側面もあるんだという、前段ちょっとあるんですがもう読み込めないんで、あるんです。これに対して、確かに基本は集団登校なんですけど、そういう学校に来てもらう支援についてどういう見解を持たれるかなというふうにちょっと答弁が欲しいと思います。そして、町長には、やはりちょっと教育部門と違って福祉部門に変わっていくので、全てではなくて必要とする人、求めている人、そこは当然、最初の答弁にあったように、関係者と合意形成を図るところでいろんな話合いの場があるだろうし、そこはまた考えてもらったらいいんだけど、どうしても求める家、求めざるを得ない家、家庭、この人たちに送迎サービスを本当に提供してもいいんじゃないかと。対象は私は多くないと思ってるから言ってるんです。皆さんは全てとか何かそういう言葉で逃げようとしているけども、じゃなくて対象とする人に送迎サービスを提供してほしいと私は求めているんです。4,600円から3万7,000円とか違って、このことについては町長に改めて答弁を頂きます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

最初にちょっとお断りしておきますのは、学校は集団登校でなくても別に登校はいいわけでございます。それだけまず述べさせていただいて、議員御指摘のその学校へ来ることの支援ということにつきましては、合理的配慮というよりはかなり大きな網をかける話かなと、かなりユニバーサルにかける話かなというふうに私は捉えますので、そのことを当然、教育委員会と福祉の連携、あるいはこれは役場全庁的な問題であらうと思いますけれども、その部分を今、私からどうするということが申し上げられないという意味が1点と、それからやはり何度も申し上げるように、今その子どもさんの障害の状況であるとか教育的ニーズ、あるいはその教育的ニーズとその教育目標とのその整合性であるとか、その社会参加のためにとか自立のためにそれがどうかとかいうふうなところの精査といいますか、それは合意形成のためのやり取りと

いう部分も含めてですけれども、それが不十分な段階の中で、何が適でありそうでないか、何が可であり否であるかということはなかなか申し上げにくいなという部分を考えております。ただ、いろんな個別に見た中で、ほかに一切その学校へ行けないような状況にあるといったときに、やっぱり何ができるのか、合理的配慮の範囲内ということになりますけれども、そこの検討はしていく必要があるのではないかというふうに思っています。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。粗方、教育長も答弁を今ほども申し上げてもおりますけれども、障害をお持ちのお子様のその教育ということの環境をしっかりと保全をしていくということは、やはり必要なことでございます。今ほど辰己議員がおっしゃっていただいている御相談を今回受けられてということでも御質問の一番の起点であったということでお教えいただいておりますが、障害をお持ちのお子様というのは町内でももちろんいてくださって、それぞれの御家族がそれぞれの歴史の中でこれまでもお取組を行政とともにいただいてきております。また、そんな経過もあって、様々なサービスのありようということも今日構築をされているものでございますので、今この議会の答弁において、この方の場合はいかがでしょうかというのを具体で申し上げるということではないかもしれませんが、その個別の方のケースによりフィットしたありようということを構築できればというふうに思うものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 教育長は答えにくいと言っているのは、教育長の立場、教育委員会の枠の中でしか一定考えられないし、教育的配慮もその配慮の手引きの中でもいろんな関係団体と協議をしていくとか、いろんなあって、教育長の答弁は一定の制約を持った中での答弁だと、答えられないと言ってると思うんで、町長の場合は、私の今の質問、送迎サービスやらはそういうものに答えたいので、教育長が答えたとおりではないわけで、町長のトップとして全体を見るものとして、そうした町民が置かれている立場を理解しどうあるべきかというのを答弁が頂きたかったなと思います。一定ハードルの高い質問になっているのかもわかりません。

次に移ります。4番目の質問に移らせてもらいます。教育委員会は、障害児の送迎は保護者であり、今答えてもらってるとおりです。学校としての対応は無理と聞きま

した。学校としては当然、無理であると考えます。現在、教育委員会、低学年の通学を保証するために、山川原通学バスを運行されています。学校までの距離があり、低学年時の通学には負担となることから教育支援は必要です。その視点から、障害児の登下校の負担軽減に通学バスの乗車も検討すべきではないかと考えるところですが、答弁を頂いておきます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

愛知川小学校の通学バスの運用は、障害児の学びの支援や合理的配慮とは別の趣旨から制度化されたものであり、現在のところその活用については考えておりません。議員御質問の件につきましては一般論的な話として受け止めており、合理的配慮の提供に当たっては、実際に事業者と障害のある人、もしくはその保護者などの関係者が対応を重ね、一緒に解決策を検討していくことが基本であると考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問します。まず、通学バスという言葉を使うというのは、山川原に配慮している通学バスは教育委員会に答えてもらわざるを得ないということになるんですが、趣旨が違くと。要するに、障害児の学びの支援や合理的配慮とは別の趣旨からの制度化と言われているわけで、この点になると町長部局のほうの答弁でしかならざるを得ない。でも、よく皆さんが言われるのは、公平的、私も言うんですけど、全町的に見てこの施策を進める上で、公平性とか根拠といいますか、そういう立場で答弁はされます。私も別にそこを否定するわけではないんです。その山川原に運行してる通学バスは、私は今も言ったように、それはそれで配慮でいいわけですよ。でも、今の今日的な状況から見て、全町的に見たらどのように整理をするか。要するに、障害の学びの支援や合理的配慮とは別の趣旨からの制度化や言ってるわけですよ。だから、別の制度化なんで、全町的な視野で見てどうであるのかは答えてもらわざるを得ないと思うんです。

改めてもう一遍、一人一人の障害児に関わるのかどうかは分からないけども、保護者や関係者と対話を重ねて解決策を見つけ出す、見出すということが言われました。ですから、それはもう少し具体的にどういうことを指しておられるのかを答弁いただきたいと思います。最初のほうは町長部局になるんだろうと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員がお尋ねでありますその合意形成の部分の具体ということですが、私が申し上げてますのは、今、議員が御提案いただきました通学バスを利用するという、その方法論が本当にその一択なのか、もっと擦り合わせをしていく上でお互いができるところ、その合理的配慮の範囲の中でできるものがないのかということを探っていく必要があるのではないかという意味で申し上げているところでございます。

○議長（森野 隆君） 辰己議員、町長部局ということですが、どの課と言っていたほうが、こっちも整理ができてないみたいなんですけど。
町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。山川原のもともとある分校があつてということの経緯、経過に鑑みての現在この通学バスということですが、そのバスにこの障害をお持ちの町内におられる方々をお乗せしてということ、全体を踏まえたときには町の責任であるしということを辰己議員はおっしゃっていただいているんだというふうに存じますけれども、なかなかそちらのほうに今後も含めてそういう福祉的な配慮を求められる方をそのバスを回してということが、制度として今日すぐに合致をしやすいかという、なかなかそれは難しいところを各課も捉まえながら、今回の答弁の中においても、それをすぐ提供できるという事柄ではございませんということの答弁になっているものと理解をしております。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然だと思います。でも、検討によっては4月まで時間があるので、どうするかは検討の余地はあるんじゃないかなと思います。教育長のほうでも、確かに質問が通学バスという限定を基にして質問構成をしていますので、確かに答弁されたとおり、その上でどうであるべきかという答弁になってるというのはそれでいいわけです。ただ、やはり実際は、その関係部局がこの執行部の皆さんの、これだけに限ってはないと思うんですが、意外にそういうふうに関係各位の協議とかいうんだけど、本当にここにも書いてあるんです、町誌にも。そういうエキスパートをつくっていく上でもそういう取組を進めるべきだというふうに言ってるんです。ですから、我が町はひょっとしたらこれが遅れて、その部分が遅れているんじゃないかと、全体としてそういう協議をすることが少ないんじゃないかなと。要するに、今、仕事

が多過ぎるのでそこまで行けないというのものもあるのかもわからないんですが、そういうことを感じます。

それで、最後の質問に移ります。平成28年4月1日には障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められ、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針が示されました。今言ってることです。こうした流れの中で、令和3年、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告がまとめられました。有識者会議報告を踏まえて、教育支援資料の内容について、障害のある子どもの就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資する改定を行うとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を就学に関わる関係者全てに理解してほしいとして、障害のある子どもの教育支援の手引きが作られたということです。先ほどの答弁からいただいているんですが、こういうことです。この中で教育ニーズを整理する際、最も大切なしなければならないことは、子どもの自立と社会参加を見据え、その時点でその子どもに最も必要な教育を提供することであるとされています。教育的ニーズとあるように、学校における構え、考え方の基本を示しています。また、教育的ニーズを整理するには3つの観点、障害の状態、特別な指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容が示されています。よって、私は教育的ニーズは校内の取組ではあるが、この基本を校外でも考え検討していくべきではないかと、以下を提案するところです。

私は、障害児者の学びを保障するとともに、保護者の負担を軽減するためにも、通学バスと町内巡回バスの併用を検討してはどうかと提案しますが、町長の答弁を求めておきます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 障害児者の保護者負担を軽減するための交通手段の確保については、個別に様々な事情がある中で、生徒により全てに対応することは困難であることは御理解をいただけるものかと存じます。議員御提案の通学バスの活用による町内巡回バスという事柄については、移動施策を検討する上で1つのアイデアかと捉えますが、それぞれ担う事柄、成り立ち、運行ルートや体制、時間の設定など、現実の利用者のニーズに応える運用は大変難しいと考えます。町としては、引き続き、持続可能で地域に合った移動手段の構築に向けて研究を進めてまいり所存でございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 時間の都合もあって、取りあえず検討をしてもらえるのかどうか。障害児の学び、原点に戻すんですが、学びの保証ですね。最初に学びの保証という点で答弁を頂いたんですが、抽象的で別にどういうふうにしていこうかなと思ってるので、もう一度どうなんですか。今まで、そういう障害児の就学に際してどういう協議をされてきているのか、再度その点を1度答えていただきたいと思うんです。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

当然のことながら、合理的配慮提供の意思表示があったとすれば、それはもう当然、それに応じて合意形成のための検討を図るというのは、これはもう当然のことであろうと思っております。今、その個別の件についてはちょっと差し控えさせていただきますけれども、スタンスとしてはそういうことでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 努力義務でなくて法的義務というふうに抑えられていますので、当然していただいているだろうと思うんですが、であるならば、やはりどういうふうに交通手段、もう通学バスとか送迎サービスと言ってるわけで、改めてやはり限定されてくると思うので、町長にその軽減措置を独自につくってほしいと、それだけでも保護者は本当に楽になるというのか、バスは即今、今日検討しなきゃならないから即今難しいだろうし、今後どういうふうに考えていくか、それは本当に正面据えて検討していただいてありがたいんだけど、取りあえずじゃあ送迎サービスは手打てを打ってほしいのと、その方向性だけを示してほしいと思うんですが、町長に答弁を再度いただいております。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） つい今ほど教育長も答弁を申し上げておりますが、それぞれの具体個別の方々への対応ということをしかりとしていくということでございます。併せて、今ほどお問い合わせになった中には、実はそれぞれの補助ということも独自に考えられないのかということが一部入っていたかと思っておりますけれども、そのこともそれぞれ捉まえ方はあるとは思うんですけれども、この要綱の支援、給付ということは制度的にはしっかりと完成されたものとしては存在しているというようには見えてはおります。もちろん、この事柄で生活保護の受給世帯であつたりとか非課税世帯であつた

りということに関しては、月額ゼロ円の御負担でこのサービスを受給いただけるということでございますけれども、通常の課税世帯の方々も金額によってそれぞれの御負担は異なりますけれども、これらも含めて社会サービスとしての成り立つ背景はございますので、この議会質問において大いにその事柄をすぐに検討いたしますということとはなかなか申し上げることは難しいとは思いますが、どういう事柄が特に今般御質問いただいている方によりフィットするののかというところは、改めて教育福祉部門含めて御対応させていただきたいというように考えます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 時間のある限りやりますわ。取りあえず一度、本当にもう一度、ほんまにできないのかできるのか。今、町長が法的云々とかそういうもんもあったんですが、整理してもらって、対象は少ないです。ですから、真剣に、教育長も含めて、教育部門、福祉部門、そういうようなんを含めて一遍検討をしてほしいと。できるかどうか分からない言われたんで、私は要請しておきます。

次の最後の質問に行きます。彦愛犬広域ごみ処理施設及びごみ処理方式について質問します。家庭ごみ及び事業系ごみの処理における行政としての基本的な考え方は、我が町から出たごみは我が町で責任を持って処理することです。この立場から、広域ごみ処理施設の在り方が検討されることが大切だと考えます。彦愛犬広域行政組合は、環境負荷の軽減という視点から、好気性発酵乾燥方式を前提に広域議会において審議を求めています。好気性発酵乾燥方式は、ごみを乾燥させて燃料化する方式ゆえに、環境負荷軽減に寄与するとの考えであろうと推察します。確かに、焼却ではなくごみを乾燥させるために、彦愛犬広域圏内における環境負荷は軽減できるかも知れませんが、最終処分先では焼却処理となり、広域行政組合としては最後まで責任を負うことなしに好気性発酵乾燥方式の是非を論じることはやめるべきだと進言します。リバーズでのごみ処理についてどのように検証されたのか、彦愛犬広域行政組合の管理者である有村町長にお聞きします。私は、彦愛犬広域行政組合は大規模ごみ処理施設に固執していることにより弊害が惹起しているのではないかと考察しています。住民の合意と納得でごみの分別を徹底すれば、処理施設は現在のリバーズセンターの規模程度にできるのではないかと考えます。彦愛犬広域行政組合の管理者である有村町長に見識をお伺いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 2つの事柄についてお問い合わせを頂きました。

まず、リバースセンターのごみ処理についての検証ということはいかがであったかでございます。彦根愛知犬上広域行政組合では、新ごみ処理施設の処理方式を好気性発酵乾燥方式とすることを公表しましたが、これまでの検討過程において、同じくごみの燃料化を行っているリバースセンターの課題や実績を検証してきました。まず、ごみの固形燃料化を行うリバースセンターでは、焼却方式に比較して温室効果ガスや大気汚染などの環境影響が小さいものの、ごみの乾燥行程では灯油を燃焼させておりました。新ごみ処理施設では化石燃料を使用せず、微生物の発酵熱を利用し、さらなる環境負荷軽減を図っています。次に、リバースセンターに収集される家庭ごみは日によって性質が異なるため、製造されるRDF（固形燃料）は水分量や塩素濃度が安定せず、取引需要も低迷しましたが、新ごみ処理施設では再生処理物をより市場性が優位となるRPF燃料の原料として販売することにより、安定的で継続的な需要先を確保できる点も選考のポイントとしており、リバースセンターの課題やその解消、低減を図る取組を検証してきております。

続きまして、リバースセンターと同規模施設で可能ではなかろうかということでお問い合わせを頂いております。少子高齢化、人口減少の予測もあり、ごみの減量は今後ますます進むと予測されています。しかしながら、国が令和5年6月30日決定した廃棄物処理施設整備計画においても、カーボンニュートラルの実現に向けて将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理を確保するために、ごみ処理能力を日量300トン以上とするよう、さらなる広域化、集約化の検討を求めています。域内でのごみ処理の完結という考え方は重要と存じますが、処理施設のトータルコストを縮減し、効率的な処理能力を発揮の上、持続的な処理を確保していくには、圏域で広域化、集約化していくことに妥当性があると考えます。集約化のメリットを生かしながら、分別によるごみの減量と資源化を進めてまいりたいと考えます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 最後の質問です。取りあえず、300トンという数値そのものも、結局は広域で処理すると。国の施策でやっていると、結果として300トンが収容できるのかということにもなってこようと。要するに、答弁からのごみ減量になっていくと言ってるわけで、だから私はもっと政府に働きかけていくべきだと。小型焼却炉でも補助金は出せるというふうに政治力を発揮する時期に来ると、いつま

でも300トン300トン言っていると、先延ばし先延ばしになっていくというのも私は考えに入れるべきだし、リバースの教訓というのは、基本は私たちの出してるごみがよその町に行ってるということが大きな間違いだということを、私はできたときから言ってるんです。ですから、その原点をぶれずに追求するとなれば、国に向かってしっかりともう一度ものを言っていくということに対して申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を3時10分といたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時10分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村福祉政策監が体調不良のため退席されていますことを皆様に御報告申し上げます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（森野 隆君） それでは一般質問を続けます。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。今回は7項目について一問一答で一般質問を行います。

まずはじめに、段ボールコンポストについて質問します。

6月議会の一般質問で、段ボールコンポストの教室の実施を求めたところ、9月14日に第1回目、11月9日に第2回目を実施していただきました。

1点目に、その2回の講習会の目的や状況などの説明を求めますので、これについての答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 段ボールコンポストは、町が今年度も継続して啓発しています、家庭ごみ15%減量化作戦における堆肥化の徹底の取組として御紹介しており、瀧議員からは、その普及のための教室開催を御提案いただきました。今年度は町で初めてとなる講習会を2回実施しましたところ、両会とも20人以上の方に参加いただきました。この講習会の目的は、生ごみの堆肥化で資源として活用できることを学び、家庭ごみ減量の実践につなげることです。参加者は、地球温暖化の

現状やごみと自然環境の関わりの講義を聞いた後、全員で段ボールコンポストを作成し、土が生ごみを堆肥化する仕組みを学びました。2時間近くの講習が終わっても参加者から熱心に質問が続き、それぞれの御家庭で取り組みたいとおっしゃっていました。参加者の中には、以前、段ボールコンポストを始めたものの途中で断念された再挑戦者もおられ、町としては継続いただくためにもフォローアップが必要と感じました。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 私も参加しましたが、幅広い年齢層の方々が参加され、皆さん熱心に講習を受けておられました。生ごみをリサイクルして堆肥化することは、生ごみが10分の1になり、ごみ減量化、CO₂低減、地球温暖化防止にもつながり、どんなに地球を助けることになるかを画面を見ながら分かりやすく説明していただき、とても勉強になり、多くの方に知ってほしいことだと感じました。

それでは、次の質問にまいります。段ボールコンポストは、手軽な材料で簡単に作れます。私も家でやっていますが、生ごみを段ボールコンポストに入れて埋めておくと生ごみが分解して形がなくなってしまうことを経験しました。愛荘町はごみ15%削減目標を掲げていますが、早く15%削減を達成しさらなる減量化に進むことができれば、ごみ処理費用が減り、町民の負担軽減になります。

2点目に、生ごみ処理機やコンポストの取組に加え、段ボールコンポストの取組を進め、ごみ減量化につなげていくことを求めるとともに、段ボールコンポスト活用についてこれから取り組もうと考えている内容について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 今後の取組につきまして、今ある生ごみ処理機の購入補助と段ボールコンポスト講習会を継続するとともに、御家庭のコンポストで作られた堆肥を使った野菜づくり教室の講習会を実施し、町内の食品サイクルの形成を図りたいと考えています。こうした個々の活動のフォローアップを通じて、実践者同士の活動状況といった情報もみんなで共有しネットワークをつくることで、持続的なごみ減量の取組につなげてまいります。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、答弁をお聞きしまして、ぜひ取り組んでいってほしいことばかりです。家庭のコンポストで作られた堆肥を使った野菜づくり講習会を実

施することは、生ごみリサイクルが喜びにつながると考えます。私の経験ですが、段ボールコンポストに埋めた生ごみからトマトが一人生えて、今、1メートルくらいの丈になり、実もつき、冬ですが、少し赤くなってきました。毎日わくわくした気持ちでトマトを見守っています。今後、ネットワークでグループなどができ、幅広く町民に広がるように取組を進めていただきますよう、よろしくお願いします。

では、次の質問にまいります。次に、近江鉄道の定期代補助について質問します。

町民の方で、子どもさんに障害があり、就労移行支援事業を受けて愛知川から彦根まで近江鉄道で通っているとのこと。就労移行支援事業は、一般企業への就労を希望する人を対象に、一定期間2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練をする事業です。養護学校の高等部を卒業しているので社会人扱いの定期で通っているのですが、定期代がとても高いとのこと。愛荘町では、近江鉄道と路線バスの通学定期券購入補助金の事業がありますが、学生対象なので対象になりません。学生でなくても、職業訓練に通っていることは同じ立場と言えらると思います。このような方を近江鉄道と路線バスの通学定期券購入補助金の事業の対象者に加えることを求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 近江鉄道通学定期券購入補助制度は、近江鉄道線の利用促進とともに子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和3年度から近江鉄道線及び近江鉄道バス角納線で通学する学生を対象に実施しております。

議員御質問の職業訓練を受けておられる方の中には、就労移行支援や就労継続支援また公共職業訓練を受けておられる方など多岐にわたり、御利用されている公共交通機関も様々であることから、単に当補助金制度を拡大するだけでは解決に至らないと考えております。近江鉄道沿線地域公共交通計画の重点事業にも掲げる、学生の通学における利用促進として進める通学定期券の購入補助の対象者は、その目的のとおり、学校教育法に定められている勉学に励む学生でございます。職業訓練を受けて就労を目指す休職者や社会人の方々は計画の目標と異なることから対象としておらず、現在のところ対象者の拡大は考えておりません。

町としては、引き続き近江鉄道線の利便性の向上と利用者の拡大を目指し、様々な取組を進めてまいりる所存でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 定期代を保護者が負担しています。障害があっても重度の方は運賃が半額になりますが、そうでなければ満額です。就職していない状態では大きな負担です。今、答弁で様々な取組を進めていきたいというふうにおっしゃっていただきましたので、今後このような方について配慮、検討した取組を進めていただくことを求めたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 瀧議員がおっしゃるとおり、その学生以外の近江鉄道の利用者で経済的な支援が必要とされる方がおられるということは認識をしておるところでございます。近江鉄道線の定期代のほうは他の公共交通機関と比べて非常に高額であるということは、これまで上下分離によりまして新たな運営形態となったその機構の中でも議論を重ねているところでございます。

また、この就労のために努力されている方への経済的な支援といもうのにつきましては、昨今の物価高騰などの状況を踏まえまして、総合的に勘案していくものというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 実際にお聞きした町民の声ですので、ぜひ検討していただけますようよろしくお願いします。

それでは、次の質問に行きます。次に、冷暖房補助について質問します。

11月19日、愛知犬上に生活と健康を守る会が、高齢者、独り親世帯への冷暖房費補助を求める緊急要望書を有村町長宛に提出しました。自然環境の変化により夏の気温も上がり、気象庁は危険な暑さと表現するようになりました。今年の冬も厳しい寒さになると言われています。光熱水費、食費などの物価高騰が続いている中、どの家庭も苦しい状態が続いています。とりわけ、高齢者、独り親世帯は大変厳しい生活をしています。11月の消費者物価指数では、電気代が前年同月より20.1%、灯油代が5.5%上昇しています。今年11月、滋賀県内の灯油代は平均18リットル当たり2,000円を超えています。高齢者や独り親世帯にとって、電気、灯油代の高騰は切実な問題です。家計が苦しくて冷暖房を使えない家は健康を害するおそれがあります。近辺の市町を見ますと、豊郷町は、高齢者支援として高齢者の冷房及び暖房費の

経済的負担軽減を図るためとし、65歳以上の全ての在宅高齢者世帯に対し冷暖房費の補助が実施されています。愛荘町におきましても、高齢者、独り親世帯への冷暖房費補助を実施することをこの一般質問においても求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 物価高騰に対する施策については、高齢者、独り親世帯だけでなく、低所得者を対象とした国の給付金事業を実施してきており、令和5年度分の町民税の所得割が課税されていない世帯に10万円、この世帯に属する18歳未満の児童一人一人に5万円を給付しております。10万円については対象世帯の96%、5万円については97%の給付率となっており、経済的負担軽減は一定できたものと考えます。さらに、令和6年度においても、電気、ガスをはじめ、エネルギー、食料品等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、令和6年度分の課税状況を基に、同条件の世帯、児童へ同額の給付を実施しております。このように、物価高騰により厳しい状況にあると思われる低所得世帯への支援を実施させていただいていることから、高齢者や独り親世帯へのさらなる補助制度については現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 低所得者の場合は確かに行われておりまして、理解はできますけれども、やはり低所得者というか、例えば非課税とかそういうほうに入らない方でも生活が苦しいという方もたくさんおられます。それで、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するために、エネルギー価格や食糧品価格などの物価高騰に対する支援をそれぞれ示しているわけですが、国の通達で町のほうにもこのような通達が来てると思うんですが、引き続き、町の実情に応じて困難な状態にある者をしっかり支えるとの観点から、今申し上げましたような取組を継続しながら、そしてこれから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大した上で、重点支援、地方交付金のさらなる追加を行うということを通達も来ているかと思います。ですから、新メニューということでしておりますし、このような交付金を使って、あの全体にわたる高齢者、独り親世帯への冷暖房費補助を実施することを再度求めたいと思いますけれども、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、国の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、先月２２日に閣議決定をされ、同月２９日に国の令和６年度の補正予算第１号が閣議決定されております。この補正予算案につきましては１２月の臨時国会で議論されており、年内の成立を目指すこととされています。本交付金につきましては、物価高の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る低所得世帯支援枠とエネルギー・食糧品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とする推奨事業メニューにより、地域の実情に応じた取組を進めるものでございます。

重点支援地方交付金で実施する事業につきましては、物価高騰対策として特に必要かつ効果的な分野などに有効に活用するため、今後、具体的な事業については各部署において抽出を行うなど、早期執行のための予算化に向け検討を進めていく予定でございます。

○議長（森野 隆君） １１番、瀧 すみ江君。

○１１番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に移りたいと思います。次に、あなたの１日プロデュース事業について質問します。これについては過去に何回も質問していますが、来年度からの事業がどのような方向になっているのかとの進捗状況と見通しについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 人生１００年時代を迎え、高齢者の体の健康と心の健康づくりの推進の一翼を担ってきた、あなたの１日プロデュース事業については、これまでも介護予防や認知症予防の効果を発揮し、町の重要な取組と認識していることを答弁してまいりました。本事業の財源を確保するため、知事要望や県議会へ要望活動をしてきており、また去る１０月２日の内閣府相談会においても、地域共生社会推進の取組の一助である旨の説明をしています。今後におきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金の獲得を目指し、内閣府の最終ヒアリングを受けていくことになります。トータルコーディネートをお願いしております社会福祉協議会とも協議しながら、予算計上のタイミングも含め、現在、調整中でございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当に何回も質問させていただいているわけですが、やはりそれだけこの事業を続けてほしい、そしてもう終わるのと違うかというふうなことを心配されているという声を多く聞きます。先日も偶然出会った方から、「もりもり教室がなくなるの、続けてほしい」と話しかけられました。その方は、「参加したみんなが、私らが言っても無理かもしれないけど来年も何とか続けてほしいと集まったら話しています」と言ってくださいました。皆さんが喜んで参加され、皆さんが必要だ、続けてほしいと願っていらっしゃる。この思いを叶えるために、本当に努力をしていただいているなというも答弁をお聞きして思っているわけですが、ぜひ、この参加者の方々が喜ぶ成果を期待いたしまして、次の質問をさせていただきます。

次に、2025年問題と交通手段の確保について質問します。

来年2025年には、国民の5人に1人が75歳以上の後期高齢者の超高齢化社会を迎えます。運転免許を返納する方も増えてきて、自由に行きたいところに行けなくなります。愛のりタクシーがあっても、安くて往復800円かかり、年金暮らしの高齢者には大きな負担です。したがって、貧しい高齢者ほど外出することが困難になり、介護予防の面においても問題が生じます。町民の方から、片道100円ぐらいで手軽に乗れる町内を巡回する自動車を実施してほしいとの声をお聞きしています。高齢化が進めば進むほど必要になると考えます。2025年問題を目の前に控えて、安い値段で乗れる町内巡回自動車の設置を求めますので、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 議員御提案の町内巡回車については、これまでの議会の中でも御意見を頂いているところでございます。愛のりタクシーは、事前予約が必要という点で手軽さに欠けると感じられているのかと推察いたしますが、到着時間までお待ちいただくという点は巡回車と同様で、これまでの実績やノウハウを生かして運行していることを考えますと、新しく巡回車を設置するよりも、更に愛のりタクシーの利便性向上に取り組み、御利用を推奨したいと考えております。

運賃については、回数券を御利用いただくと1割引になり、また同じ停留所から2人以上で乗車する予約をいただくと、複人数予約割引、複割が適用され、運賃

が半額となります。特に複割は愛のりタクシーならではの制度ですので、新たな運行制度の導入よりも既存の制度をぜひ御利用いただきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 先ほど村田議員の質問の答弁でもおっしゃっていらっしゃいましたが、近江鉄道のシルバーパスは多くの方が使われていますというふうにおっしゃっていました。そのシルバーパスは65歳以上が1乗車100円で、利用者にとっても喜ばれていると思います。高齢者にはやはりそのぐらいの値段でないと、気軽に出かけることはできません。愛のりタクシーの運賃はタクシーに乗るよりは安くても、往復800円で高齢者に優しい価格とは言えません。そして先ほど答弁でもおっしゃっていましたが、回数券があっても1割引きになって往復720円、複割といっても、そんな2人そろって行くときばかりではないので、かなり半額というのは難しいです。あとで質問もさせていただきますけれども、秦荘も支所になって、秦荘の人が愛知川の本庁舎に行く場合でも、かなり往復800円、行きにくいと思います。それが4回も5回もあつたら本当に何千円かかるわけですから、やはりこれから高齢化社会を迎えるに当たって、もっともっと高齢者に配慮した方法が必要だと思います。なかなか今から新しい事業というのも時間がかかるわけですが、長い時間がかかっても本当に巡回自動車、巡回バスというか自動車、小さいものでもいいので、ワゴン車のようなものでもよろしいので、そういうもんをやっていただきたいんですけれども、もう来年に控えた2025年問題です。ですから、今このような時代を迎えて条件整備を検討していくことが必要だと思います。すぐにできることとしては愛のりタクシーの運賃ですが、子どもなどは半額になっています。でも高齢者は、今言っていた複割とか回数券で1割引きとかそういう部分においては一般と変わりありません。高齢者の特別のそういうことはありません。運賃の値引きとかそういうのはありません。ですから、今できることは、愛のりタクシーの運賃を高齢者も子どもと同じ半額にすることが、これから高齢化時代を迎えるに当たって必要だというふうに思います。すぐにでもできると思いますので、そのことを提案しますので、これに対する答弁を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 愛のりタクシーの運賃に関する低減ということでございます。

近江鉄道でシルバーパス、乗り放題１００円というのをやっておりますけれども、やはりそれぞれの運営、運行に関わる団体の違いであつたりとか、そこを構成する市町の違いというのもございます。そういった中で、今後も引き続きその利用促進、利用しやすい価格の設定というものに関しては、それぞれの関係する組織の中で考えていくというところで、御提案いただきました割引の方法につきましては、引き続きこの愛のりタクシーを所管いたします１市４町の湖東圏域公共交通活性化協議会の中でも議論していきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） １１番、瀧 すみ江君。

○１１番（瀧 すみ江君） 急いで議論していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、次にオムツ宅配便について質問します。

滋賀県では、東近江市、近江八幡市、甲良町、甲賀市、高島市などでおむつ宅配便の施策が行われています。赤ちゃんを育てる家庭に月１回無償でおむつを宅配して、子育ての悩みや困り事の相談を受け、子育て家庭を見守り経済的な支援も行うという取組です。子育て支援のため、愛荘町でも見守りおむつ宅配便の事業を行うことを求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（増居志穂君） 愛荘町では、平成２７年度から、地域の民生委員、児童委員と主任児童委員が、生後３か月から６か月までの乳児がいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しております。この事業は、地域の身近な支援者である民生委員、児童委員と子育て家庭が接点を持っていただき、地域とのつながりを深め、子育ての孤立化を防ぐことを目的としております。これまでからも、訪問時には子育てに関する情報チラシなどをお渡しし見守り支援を行ってきましたが、今年度からは紙おむつも持参をし、見守り支援と経済的支援を行っております。また、安心して出産や子育てができますように、妊娠期から出産子育て期への切れ目ない相談事業の実施や、お腹の赤ちゃん応援金、またお誕生おめでとうお祝い金も支給させていただくことで経済的な支援も実施しておりまして、現在のところ定期的なおむつの宅配は考えてはおりません。今後も妊婦とお腹の赤ちゃん子育てを応援できる愛荘町であり、子育てしやすい町だと感じていただけるような子育て支援策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。本当に答弁にも言われているように、民生委員の方が本当に子育ても経験されていて赤ちゃんとお母さんを訪問するということとか、支給応援金やお祝い金、子育て支援のほうでは必要だと思います。最後のほうでは、今後とも愛荘町が子育てしやすい町だと感じていただけるよう子育て支援策については検討していきたいというふうに答弁いただいているので、ぜひこのようなおむつ宅配便のほうもそこに加えていただけたら、今あることにプラスしていただけたらというふうに考えています。実施している市町では、赤ちゃんが生まれて1歳になるまで毎月おむつを宅配するようになっています。ですから、今行っておられる良い取組に加えて、やはりし過ぎるということはないので、十分ということではなく、これで十分ではなくこうやって最後に検討していきたいということを言っておられますので、ぜひこのおむつ宅配便のほうも今後また検討していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、次に最後ですけれども、秦荘支所について質問します。

9月17日から町役場は愛知川だけとなり、秦荘が支所になってからもうすぐ3か月です。

1点目に、秦荘支所に来られた全ての町民の方が支所で用事を済ますことができたのか、あるいは役場本庁舎に行っていたことがあったのかの状況について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 秦荘支所長。

○秦荘サービス室長（北岸純子君） 秦荘支所の来庁者対応件数は、運用を開始した9月17日から9月末までは1日平均29件、10月は21件、11月は20件となっております。その来庁者のうち介護認定や福祉に係る相談、税の納付相談等は、一時相談としてしっかりお受けし対応しておりますが、相談内容によっては来庁者の状況等に配慮した上、本庁舎を御案内する場合もあり、その件数についてはカウントはしていませんが、おおむね月に1件程度と認識しております。庁舎統合当初は、建設・下水道課や農林振興課に来庁される事業者様がおられましたが、現在はその数も非常に少なくなってきております。秦荘支所へ来庁いただいた方が気持ちよく手続きを終えていただけるよう、既存の業務に加え、業務拡大分についても、マニュアルの確

認や担当課との連絡調整に努め、サービスの充実に努めているところです。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の答弁について幾つか再質問させていただきたいと思っています。まず相談のことですけれども、相談のことが主ですけれども、1つ目としては一時相談というふうに答弁されてますが、これはどのような相談なのかについて説明を求めます。

○議長（森野 隆君） 秦荘支所長。

○秦荘サービス室長（北岸純子君） 支所で完結まで難しい業務には、介護認定申請や税の納付相談以外にも、母子手帳の交付や予防接種に係る申請、障害福祉に係る補装具の申請などがあります。一時相談としましては、まず支所のほうに来庁されましたら、窓口でお話を伺います。その後、本課に状況を伝え、時には御本人様に直接担当とお話をさせていただきながら対応を進めているところです。また、来庁者につきましては、本庁舎に移動が困難な方もいらっしゃいますので、そういった方々には本庁舎を御案内するのではなく、本課より郵便や訪問等の別の方法で手続をすることができないかなど相談の上、対応を進めさせていただいております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、言っておられましたけれども、本庁舎に行かないといけないというようなそういう相談もあると、先ほど最初の質問の答弁でも言っておられましたし、月に1回程度あるようなことでした。そういうことで、そういう方が自動車に乗って行くわと言うんならいいですけど、行けない場合は訪問されるということです。それでそういう対応をされているんですけれども、住民説明会を前に行いましたときに、こういう庁舎のこととかの住民説明会を行いましたよね。そのときにオンラインの対応も考えていきますというようなことを行政のほうは言っておられました。それで、やはりそこで愛知川のほうへ行って、本庁舎へ行ってくださいと言わなくても、オンラインで対応するということは今されていないようなことですよね。今、そういう答弁がないので。これはどのように考えておられるのか。コロナのときでも、例えば入院している方に家族が会う場合は、ちゃんとオンラインでお話したりということがされていきましたよね。いろいろテレビでも見てたらそういうことでやっておられたんですけれども、やはりこれすごく必要なことではないかと。行かなくても、その場にいながら本庁舎の職員の方と話をしてそこで相談が解決でき

ると、そういうようなことをどういうふうに考えておられるのか、実施をどういうふうに考えておられるのかどうかということについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） ありがとうございます。今ほど御質問いただきましたオンラインの対応、デジタルの力を使つての遠隔相談窓口ということかなというふうに思うんですが、過去に支所開設に向けて約3か月間実証実験というのをさせていただいた経緯がございます。こちらの実証実験のほうでは、もう利用度というのがほぼないといえますか、本当に少ない件数であったというこういう結果を踏まえて、今、先ほど支所長のほうから申しあげました9月17日以降の運用の状況、それらも鑑みまして、今現在のところ今のこの遠隔相談の窓口というのは設置のほうはしておりませんが、今後、状況がどういうふうに変わってくるかもわかりませんし、例えば先ほどの現場の声でまたそういった必要性が出てくるようなことがあるのであれば、今後またそういう検討もしていくことはあるのかもしませんが、現時点では遠隔相談窓口というのは設置はしていない状況でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） やはりそういう方が、愛知川のほうに相談に行きたいけど行けない、それで秦荘に来たと、そういうふうな方が多い少ないのが問題ではなく、やはりそれは不便のないようにしていただくのが本当ではないかと思います。ですから、もうITITといって国の施策ばかり取り入れるんじゃないなくて、やはりそういうふうに良い方向にITを利用していく、そういうことは姿勢として大事なことはないかと思うますので、ぜひ取り入れていただきますようお願いします。

それでは、次の質問をさせていただきます。2点目として、秦荘支所の職員の配置が何人で、適切な人数であるのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 秦荘支所長。

○秦荘サービス室長（北岸純子君） 現在、秦荘支所には、正規職員4名、パートタイム会計年度任用職員3名の合計7名の職員が配置されております。今年度4月から、当時の秦荘庁舎における秦荘サービス室の職員を現行の7名に増員し、秦荘支所となったときに困難なくスムーズに住民対応ができるよう準備を進めてきました。9月17日に秦荘支所として開設して以降、住民課、税務課等に係る窓口業務は想定内の来

庁者数ですが、本庁舎に移動となった教育委員会部局や産業建設部局に関係する住民や業者の来庁が想定していたよりも少ない状況であり、現状におきましては問題のない職員配置となっています。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 職員の人数に関わってでございますけれども、7人でさ
れてるということですね。全部で7人でやられてるということでしたけれども、そこ
に去年の12月に出された支所取扱い事務一覧というのがありまして、その中では支
所対応可能が78件になってて、また本庁対応支所受付が127件で、本庁対応支所
預かり可能については88件というふうに、そういうような数字が示されてます。こ
の人数でこの全部の書類が、今言った3種類の書類というのか、対応の書類が準備で
きているかどうかということとともに、その職員の方がいろいろなこの全ての部署を
対応しなければならないんですけれども、こういうことを含めて、結局、多種多様の
事務をどうのような体制でこなしておられるのかというようなことについて答弁を
お願いします。

○議長（森野 隆君） 秦荘支所長。

○秦荘サービス室長（北岸純子君） 支所で対応が可能な78件と、本庁対応で支所
受付の127件の事務の書類及び各課で作成しましたマニュアルの準備のほうはして
おります。なお、本庁対応ですけれども、支所で書類の預かれるもの88件につきま
しては、支所でお預かりする際には書類を作成したものを持参されるケースが大半で
あるために、過去の実績等を踏まえまして書類等の準備はしておりません。

支所の体制のほうなんですけれども、現在7名の体制ではありますが、研修や出張
またお昼休憩等で常に7名で対応できる時間ばかりではないため、部署ごとに分担を
分けるのではなくて、どのような状況のときも全員が全ての事務の対応ができるよう
に4月から準備を進めてきました。また、受け付ける頻度の少ない業務などはまだま
だ勉強が必要なところもございますが、常にスムーズな対応ができるように全員で協
力できる体制づくりに努めているところです。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当に大変だと思いますけれども、またぜひよろしくお
願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。3点目には、秦荘支所について現段階で見えてき

た問題点と今後の課題について答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 秦荘支所長。

○秦荘サービス室長（北岸純子君） 秦荘支所として運用を開始してから約3か月が経過しますので、日常の状況も踏まえ答弁いたします。支所に来庁されるお客様は、秦荘地区の方のみではありません。愛知川地区の方、また証明書の取得のため他町、他県から来庁されるお客様もおられます。このため、支所ではできる限りお客様の手續が支所窓口で完結できるよう、また引き続き的確な住民サービスを提供するため、本庁と支所の連携が必要と考えております。また、支所職員は特に幅広い業務を取り扱うため、担当課に問い合わせたりマニュアル確認をするなど、場合によってはお客様をお待たせするケースもあることから、スムーズな対応ができるよう努力してまいりたいと考えております。現在まで大きな問題は発生しておりませんが、今後も窓口対応をはじめとしたサービスの充実に努めていきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 私の見解ですけれども、やはり先ほどの質問でも明らかのように、月に1度ぐらいは本庁で対応ということがあったことでした。ということで、やっぱりそれをスムーズに対応できるように、オンラインに乗った相談対応、そしてさっき交通機関のことを申し上げましたけれども、秦荘支所と本庁を結ぶ交通機関なども必要になると私自身は考えます。

ということで、次の最後の質問ですけれども、4点目に、建物内で秦荘支所の部屋以外に、1階に防災倉庫、団体貸室、町民ホール、また2階には多目的ルームやサークル室の計画をされていますが、建物をフル活用するためにそれぞれのスペースの活用方法をどのように考えているのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 秦荘支所の活用方法については、1階と2階で異なります。1階フロアについては、支所機能を確保するとともに、現在、支所の3階にある2団体、隣接するハーティーセンター秦荘内にある1団体の合計3団体の事務所を1階フロアに集約することとしており、主に事務所機能として活用をします。そのほか、相談室や会議室、休憩室等を設けており、窓口にお越しになられた方の相談や弁護士相談、また確定申告の会場としても活用をする予定です。2階フロアは、多目的ルーム及びサークル室3部屋の整備をしております。

す。現在、ハーティーセンター秦荘の指定管理者である一般社団法人愛荘町文化協会と、賃貸借により管理をお願いする予定でございます。多目的ルームは大型の鏡を備え付け、ダンスや体操など、子どもから大人までが活用できる部屋としております。また、サークル室として整備していきます3部屋につきましては、住民の皆様が御利用できるスペースとしております。秦荘支所2階は、人が集う空間としての活用をしていきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 答弁について幾つか再質問させていただきます。1階の町民ホールは町民が気軽に立ち寄って休憩ができるスペースにすることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 現在、支所の正面玄関を入って左にある町民ホールでございますが、仮設支所として一時的に事務所を設置しておりますが、改修工事完了後、事務所を移した後は、元のとおり町民ホールとして住民の皆様が御利用いただけるスペースに戻すということで考えております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 次に、1階の防災倉庫についてはどのようなものを保管しておくのでしょうか。また、災害が起こったとき、愛知川消防センターから秦荘支所の防災倉庫に行って物資などを調達することが困難にならないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 現在、庁内複数個所に防災倉庫を設けられています。当室で保管物の把握まではしていませんが、防災倉庫を地域別に分散して管理していくことは重要であると考えており、災害時の物資調達にも有効であるというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 次に2階についてですけれども、多目的ルームとサークル室は文化協会の管理になると今の答弁でお聞きしましたけれども、それ以外の空き部屋の活用はどのようになるのでしょうか。空き部屋も含めて文化協会の管理になる

のでしょうか。答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） ハーティーセンター秦荘の指定管理者に管理いただくのは、多目的ルームとサークル室です。それ以外の部屋は町で管理をします。令和4年7月に支所の全館空調のボイラーが故障したこともあり、行政事務における多くの書類や備品等を保管するスペースとして確保及び活用する予定でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 2階サークル室は3部屋ありますけれども、サークル室は以前、全協で説明を頂いたんですけれども、ギャラリーとしての活用もするというふうに報告を受けています。人が集まってのイベントなど広いスペースが必要になる場合もあると思うので、部屋が合体できるように移動の間仕切りをされるのかどうかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 2階のサークル室は3部屋ありますが、そのうち2部屋を1部屋として利用できるよう可動式の壁としております。また、旧大会議室を多目的ルームとして改修をしており、こちらも利用される内容にもよりますが、御活用いただけるかと考えております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 2階には、これも全協でお聞きしたと思うんですけれども、フリーWi-Fiを整備されるということでした。これは独自でされるよりも、ハーティーセンターのものとかそういうところの、ハーティーセンターが管理されるので、そういうところの現在既存のWi-Fiとつなげたほうが費用が安くつくというふうに理解しますが、これをどういうようにされるのかについて答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 秦荘支所となる前、旧の秦荘庁舎であったときから、職員用のネットワークを無線化しておりましたが、一般的なフリーWi-Fiの環境はございませんでした。その上で、議員の御質問のとおり、費用を安価に抑える方法で検討し環境を整えることとしており、今ほ

どお話にもございましたように、ハーティーセンター秦荘のフリーWi-Fiが、これが秦荘支所のほうから線が流れておりますので、そこに分岐するというような形で検討のほうを今現在進めさせていただいております。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当にフリーWi-Fiは、私もよくフリーWi-Fiのあるところがお店とかあるんですけども、とても重宝すると思っております。やはり携帯は誰でもスマホとか持っておられるので、本当にその整備が必要だし、若者が集う場合、そういう場合でもそれはしておかれるとありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それではもう再質問させていただきますけれども、2階が文化協会の管理ということになれば、なおさらエレベーターの場所がハーティーセンターの玄関から遠いことが問題になると思います。このエレベーターの位置、使い方の対策について、答弁を求めます。

○議長（森野 隆君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御質問いただいたエレベーターですが、もともとは旧秦荘町役場とハーティーセンター秦荘との両施設が一体的に使用できるよう、現在の場所に整備されたものと記憶しております。当時から施設の状況が変わっておりますが、新たに整備するとしたときの費用面であったり、また現在のエレベーターに大きな不具合等がないということなどを踏まえまして、住民の皆様の御理解を頂きながら、引き続き現状を維持していきたいという考えでございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当に今のハーティーセンターのときでも、2階を使うときですけども、そのときでも本当に足の大変な方なんかはとても大変そうに、遠いところまでエレベーターに乗るために歩いてそこまで行かれるので、これは本当にもう少し改善が必要かと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 外川善正君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 9番、外川善正。一般質問を行います。一問一答で行いますので、よろしくお願いします。

大きく1点目、愛荘町役場における日常の業務運営、つまり職員定数条例の一部を改正することについて、大きく2つ目、中山道に隣接する旧日本生命ビル跡地の購入について、よろしくお願いします。

愛荘町の行政組織条例の規定に基づき必要な組織を定めるとともに、事務の分掌を明確にし、もって事務の能率的な遂行を図るとあります。愛荘町職員定数条例は平成18年2月に、合併をもとに総計196人で運営してこられたと認識しております。その本条例は、平成28年3月、そして4月に一部と何回となく改定され、今日に至っております。今回、定数の改定（案）では、平成28年に見直しを行い、それ以降、国スポ・障スポをはじめ、各課で増加する業務量に対して職員不足が続いており、5つの課において政策監が兼務しているというふうに説明しておられます。これらのことから数点お聞きします。

1点目について、最初に現在の愛荘町職員定数196人を算出しているが、どのような考え方、またどのような基準でもって算出しておられるのか、お尋ねします。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

合併当時における職員定数は193人であり、その後、平成28年のつくし保育園移転新築に伴う入所定員の増により保育士3名を増員したことにより、現在の196人として以降、変更しておりません。職員定数とは、行政サービスの提供に必要な人員を確保するための基準であり、効率的かつ効果的な行政運営を実施するために重要な要素でございます。議員お尋ねの算定根拠の考えについては、単に各部署の積上げによって決定されるものではなく、組織全体の重要戦略や各種政策による業務内容の質や量、さらには地域住民のニーズに対応することや、社会情勢の変化に対応することなども勘案し、総合的に判断されるべきものであると考えております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。今、お聞きしました中で、算出の積上げは基準がないと。ということは、これどういうふうにして196名というのを、これは合併のときに幾らか数字があってそれを参考にしておられたんですけど、今は見直しをするに当たって、この196名を再度こんだけの人間では足りないという判

断をどういうふうな形でされたか、そこをお聞かせ願います。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

現在、それぞれの各課とか出先機関も含めて職員の配置のほうをさせていただいております。今回、国スポ・障スポとかが来年開かれるに当たりまして、新たな室等を設けながら、職員のほうには兼務という形でも御負担を頂いて仕事を進めていただいております中で、その人数の中で業務的な人数を我々として各それぞれの課からヒアリングをした必要な人数を聞いた上で、そしてまた来年度に向けての人数を把握させていただいた上で、今回、上程させていただく人数が必要であるということを確認して上程させていただいております。今現在の人数を今後上回るという予測のもと、上程させていただいているということでございます。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） 分かったような分からんような答弁ですけど、なぜかという、このヒアリングして、そして例えばAという課から何名かというのを挙げてこられた、それをその数字をもって誰が判断してこの課は25名やったら25名にしときましようという決定をするのですか。そこなんです。そこを教えてください。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 今現在ヒアリングを実施しておるメンバーとしましては総務政策監、そして私、人事担当の経営戦略課長、そして人事係長がそれぞれの各課の部分でヒアリングをさせていただいております。そうした中で、まずその人数の中でどれだけ必要であるかという部分と来年の職員採用計画を立てながら、町長に報告して、来年度の執行体制並びに4月の人事異動を組み立てているものでございます。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） 分かりました。私は、こんだけソフト的にも前もって取り入れてやっておられるところなんで、こういう計算方法があるんじゃないかと、これは全国こういう組織はあるんです、各市町に。だから、当然そういうようなこういう業務やったら、業務というのは行政組織規則の中の分掌事務というところに各項目が出てます。私はそれがベースになっとな違うんかなと、定数には。だから、そういうシステムを使ってある程度は数を出してきて、あとは社会情勢に応じた地域に密着した

形の行政を進めていく、そういういろんなものを検討して、そして町長に申請して町長が決定するというふうなことを思うとったんですけど、全く何もない、言葉のところでヒアリングをやって上がっていく、そしてこんだけの人数にしましょうというシステムですね、やっておられるのは。だから、私は今やるヒアリングされる方、そして以前に28年に見直しをされたそのメンバーの考え方とか物差しは全く一緒かな。私は、メンバーが変われば何もかも変わってくると思う。今、田中さんがそういうなんに就いておられて十何年して退職されたら、そこへ就かれる方が今度はこの愛荘町の定員とかそんなんをヒアリングされるわけですね。それを次の、誰になるか分からんけど町長に申請して、町長がこれではあかん、もうちょっと減らせとか言わはったら減らさざるを得ん、そんなシステムと違いますか、今。何か基準があってないような形の算定方法やと私は思うんです。もうあまりそんなことをやっても始まりませんので、ちょっと目先を変えて、職員1人を採用するのに平均給料と福利厚生費を見積もった場合、今、愛荘町は幾らぐらいに思っておられますか。これはどなたでも結構です。

○議長（森野 隆君） 外川議員、通告外の質問になりますので。2点目にその質問で、給与及び福利厚生費というような項目がありますので、そこでよろしいでしょうか。そしたらもう2点目行っていただいて、2点目で答えていただくようにしますので。

○9番（外川善正君） それでは質疑変えまして、2点目の質問を言います。今回、全体として3部局で24人の増を示しておられるが、あまりにも大枠で捉まえておられ、職員1人採用するごとに給与及び福利厚生費などを合わせると多大な経費が発生するとともに、今後何十年とその金額は続くことから、もう少し実態を深く掘り下げて把握することが必要ではないですか。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

職員定数とは、さきにも答弁いたしましたように、行政サービスの提供に必要な人員を確保するための基準であり、職員を雇用することができる上限を定めるものでございます。適正な定数の算定については、個別の事務単位ごとに業務量を算定し積み上げて算定する方法もございますが、それには莫大な時間と労力、コストがかかることから当町では採用しておりません。ほかに代表的なものとして、類似団体との比較

による方法もありますが、異なる地域事情等を詳細に反映することは困難であると考えております。今回の定員の考え方につきましては、明確な適正定員を算定することは非常に難しい部分がありますが、類似団体との比較からおおよその適正人員を算定し参考にするとともに、現在の人員配置をベースに所属ごとのヒアリングを行い、行政需要の増減を勘案し必要な人員数を算定し算出したものでございます。また、職員定数には余剰人員が必要と考えております。この理由につきましては、自然災害や感染症の流行など、突発的な事態や緊急対応に備えるためには人員の上限に少しゆとりを確保する必要があると考えており、今回のケースの考え方に反映をさせていただいているものでございます。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） それで、先ほどちょっと質問しました1人当たり幾らぐらいかかっているかというのは、増やすことによってやっぱり金額がかかってくるので、やっぱり慎重な計算でもってやっていかんことには財政上もたくさん要りますので、そこで先ほど言うた点についてお答えください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 私のほうからお答えさせていただきます。詳細な資料は持ち合わせておりませんが、基本的には職員それぞれ給料違いますけれども、給料の約倍、倍までは行かないかもわかりませんが、それに近い数字が福利厚生費、例えばその年金とか健康保険、共済、介護、そういったものに必要になってくるのかなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） 大体1人、千五、六百万円ぐらいかな、それがやっぱりずっと、今、今回これ見てますと24名増やすというふうになっていますね。この24名、20名としても千五、六百万円やったら毎年3億円は要る。こんだけずっとこれから要るわけ。だから、あれどこやったかな、分掌規則やったかな、そこにも書いてますように、最小の経費で最大の効果を得るように努めなければならないと、この愛荘町の規則の中でもうたってます、それは。

だからそこで1つお尋ねしますが、これ定員を増やすことばかり書いてあんにやわ。見直すというのは、やっぱり減るもんは減るで計上してきやなあかん。減るもんはありませんか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） まず定員の増につきましては、基本的には上限を定める部分の定員ということでございますので、必ずしも今、増員した部分をそのまま採用するということでもないので、その辺だけ御理解いただきたいというふうに思っております。先ほどもちょっと言わせてもらいましたように、基本的には余剰人員といいますか、定員には枠を設けております。一般的には定員の5%から10%ということを言われているので、今回も200としても10名程度の余剰人員ということは考えさせていただいているところでございまして、そういったところも含めて算出根拠として出させていただいているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 減らすあれは考えていないのか。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 減らす部分でございますけれども、その部分については非常に職員としまして、役場としまして課題のある部分であるというふうに思っております。なかなかこれを減らしたという部分については、これまでなかなかお示しはできないんですけれども、例えば働き方改革でもいろいろ取り組んでおりますし、DXの導入も進めておりますので、そういったところも踏まえて改革はさせていただいているのかなというふうに思っております。ちょっと回答になったかどうかは分かりませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 大体同じようなことを私も思っております。ただ、もう少し前でしたら、OA化がずっと進むことによって作業が軽減される、そういう部分もやっぱり普通は見えていくんです。それともう1点は、秦荘庁舎におられた建設とか教育委員会、そしてほかの組織、それがこっちへ来られたことによって、私は移動時間が大分削減されていると思うんです。それはなぜか言うたら、集約化のときでも話が、やっぱり移動がものすごいロスになつとというようなコメントを行政のほうから私に言うてられました。ということは、それがなくなるということは、今度はそこにかかったった時間が軽減されるわけ。だったら、必然的に稼働は減ってくると。だからそういうところもやっぱり上げやなあかんと思いますが、どう思われますか。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

議員おっしゃりますように、今までの分庁方式の部分で移動の部分での負担という

か、時間的なロスの部分につきましては、今回、新たなこちらの愛知川の役場のほうで全ての課が業務を行うことによって移動時間の短縮等が出てくると思います。私、見ておりますと、やっぱり今の働き方改革の中で、やっぱり職員の皆さん、業務をこなすに当たって、以前からずっと残業等もされた中で業務をこなしていただいていたと思います。そうした中で、やっぱり今のこの働き方改革の中で効率のいい働きをしていこうというところも含めて、残業をなくしてワークライフバランスを整えていこうという部分の世の中の流れになってきておるという部分で、そういうところの中で残業を減らしながら取り組んでいっているというところにも少し表れてきているのかなというところで見えております。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） それは、結果的にはそんでいいんです。ところが、その集約化をやった後の検証の中ではそういう話は出てきますので、それは余剰人員はどういうふうなところに充てたかという話を、その時点でやっぱりされたほうがいいと思います。もう 1 つは、その各課で増加してくる業務、これも本来でしたらここの課が非常に足りないと、やっぱり漠然と町部局でこんだけ足りませんねやと、それで説明できるといいますか、そういうばくっとした大枠での言い方で。そこはちょっとお答え願います。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 議員おっしゃられてるところといいますと、ヒアリングの中でどういう部分が事業が増えてきているのかという部分の事業ヒアリングの中で人員をどう増やしていっているのかというところの問いだということでお答えさせていただきます。それぞれの課、やっぱり事業を持ちながら、新たに住民サービスの部分を増やしていきたいという考えを持っております。そうした中で新たな事業を実施していくに当たりましては、やっぱりマンパワーが必要であるというところを事業ヒアリングの中でしておりますし、またそうした中で言うと、先ほども申されましたように、事業を増やして人も増やしてほしいという、それが裏返しのように財政面にも反映してくる。そうした中で言うと、何か事業を縮小というか、スクラップアンドビルドできるものはないのかなというお話もしながらしておりますが、なかなかこの小さい町で、なかなか今までの継続的な事業を壊すというところ、事業を終わっていくというところが出ておらないというところではありますが、その辺を踏

まえながら、人事ヒアリング的に言いますと、住民に資する事業を実施していただける人員、マンパワーを確保した上で進めた体制を構築していきたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） ありがとうございます。あともう少し今のところでお聞きます。国スポ・障スポで、これ教育委員会部局でプラス 5 名というのはその部分ですか。

○議長（森野 隆君） 今の質問は何だったんですか。もう一度。国スポ・障スポで教育委員会部局……。

○9 番（外川善正君） 教育委員会で 50 名のところを 55 名にしますと、5 名増やして。その要素は、この国スポとか障スポ、これは生涯学習課に国スポ・障スポの事務局があるので教育委員会の部局で 5 名増やしているんですかという話、分かりにくいかな。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

基本的には、先ほども言わせてもらったように、定員の増につきましては上限を決めさせていただくということで上程をさせていただいているところを御理解いただきたいというふうに思っております。その中で教育委員会 5 名といいますのは、先ほどの余剰人員も含めてですけれども、ここの中に入っているという部分でございまして、必ずしもこの国スポ・障スポの人員がそのままここに当てはまるというものではないというふうに思っております。教育委員会の部局につきましては、幼稚園とか生涯学習課、そのほか教育振興課とかございますし、出先機関もございますので、そういった中での大枠の確保というところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森野 隆君） 9 番、外川善正君。

○9 番（外川善正君） 分かりました。分かったいうても、今の答弁が分かりました。というのは、その国スポ・障スポを含んだ余剰人員やら含んだ中での 5 名が国スポ・障スポのところで表現してますよということやね。私は、この職員定数というのは、この一過性のもんは私は入れたらあかん思うんです。だったら、これ来年の 10 月に国スポが終わったら定数減にされますか。教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。ここの上程の理由に書かせていただいている部分につきましては、あくまでも一例を挙げさせてもらったという部分でございますので、現実には増となる要因といたしましてはすごくいろんな理由がございますので、そういったところの御理解だけはいただきたいなというふうに思っております。例えばですけども、今、国からデジタル田園都市国家構想の交付金の地方創生事業、そういったものも膨らんでおりますし、今後、自治体のシステムの標準化、ガバメントクラウドの取組とかさせていただくということになりますし、あと、こども家庭庁ができたことによります子ども家庭相談センターの設置に伴います強化等もございますし、御承知のように農業施策につきましてもいろんな補助金をもらいながら進めさせていただいているというところもございますので、先ほどの国スポ・障スポの部分につきましては一例を挙げさせていただいたというところで御理解いただきたいと思っております。

○議長（森野 隆君） ９番、外川善正君。

○９番（外川善正君） 本当に定数というのは、これは一過性のものであるか、恒常的に行政規則の中に列記されてあるあれに当てはまるもんか、そこら辺はきちっと精査してやらんことには、何もかも一緒くたになってしまうんや。

そしたら、続いて３点目行きます。まあ、読んどきますわ。各課及び室における分掌事務ごとに対する配置人数は何人か、現状の業務量に対して各課ごとに配置している全ての人数は何人を配置しておられますか。また、配置している人数から前回見直した定数の人数を差し引いた残りの人数は何人になりますか。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 議員御質問の、各課や室の事務分掌ごとに対する配置人員については、先ほど来申し上げてますように、当町では従前からそこまで詳細な分析はしておりませんので、本年１０月１日現在の各課の正規の職員の配置人数をお答えさせていただきます。議会事務局２名、会計室３人、みらい創生課７人、経営戦略課１４人、秦荘支所４人、人権政策課及び各地域総合センター５人、くらし安全環境課６人、福祉課１４人、健康推進課１１人、子ども支援課８人、つくし保育園１３人、住民課１０人、税務課１０人、農林振興課６人、商工観光課８人、建設下水道課１０人、教育振興課７人、給食センター２人、秦荘幼稚園７人、愛知川幼稚園１０人、生涯学習課９人、歴史文化博物館４人、図書館１０人の計１８０人でございます。

しかしながら、今年度、各課の所掌事務を執行するのに必要と見込んでいた人数は195人ですが、必要数を確保できないため、フルタイムの会計年度任用職員等の採用や、保育士資格にある方の派遣により対応している状況です。また、195人は現在の職員定数196人からの予備人員が1名しか余裕がなく、来年度以降の業務量の増加による必要数に見合うよう、今期定例会において職員定数の見直しを上程させているものでございます。

○議長（森野 隆君） 外川議員。

○9番（外川善正君） 少しお伺いしますけど、その会計年度任用職員の方、この方も、今はやってもらっている業務は定員の枠の中の業務ですか、11名。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 今現在フルタイムの会計年度任用職員、我々正規の職員と一緒に勤務体系の方につきましては、職員の勤務というか業務内容と同じ業務ができる体制のもと、そういう方を採用して会計年度任用職員として業務に当たっていただいております。

○議長（森野 隆君） 申し訳ございません。外川議員、先ほどの、「まあ、これ読んどきますわ」というような発言ですけれども、当議会は通告制を採用しておりますので、通告以外のところに力点があるのであれば何のために通告制を採用しているのか分からなくなる議会になりますので、順次それにのっとして、それにまた再質問も結構ですので、再々質問もしていただいて結構ですので、その点御理解の上、よろしくお願いいたします。

9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） そしたら1点だけ、その全体の職員の割り振っておられる中で、政策監の質疑がありますね。これ見てますと、政策監が今、課長を兼ねているというふうになって、それも足りない部分の一つであるというような意味合いを込めた書き方をされています。もともと、これは私思うのやけど、政策監は部長職を敷いておられたときに、課長に責任を持っていただいて、課長の方の育成を図るためにあえて部長を政策監として位置づけて育成していこうという思いでやられたということを記憶しております。今、この兼務で課長が空いているというところは、これはなぜこういうふうになってしまったのか。人が足りないさかいなったんか、引き上げてこられる方がいないのか、そこら辺をちょっとお答えしていただいたら。

○議長（森野 隆君） 誰に答弁していただきますか。

○9番（外川善正君） これは町長。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） いろんなケースが該当しております。その世代において引き上げてくるメンバーがその年次年次においては見当たらないというところも、1つの事情としてはあるであろうということは一定差し支えないと存じます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） そしたら1点目の質問はこれぐらいにしまして、次の大きな2点目。

○議長（森野 隆君） ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

どうぞ。

○9番（外川善正君） 2点目、令和6年12月定例会の町長趣旨説明の中で、今回の上程議案には記載されていないが、中山道に隣接する旧日本生命ビルの跡地を購入する方向で話をされました。このことについて、さきの令和6年11月8日の全員協議会においても詳しく説明されました。その中において、芝生空間の創出は居心地の良さを生み出す町なかの実現に寄与すると国においても提唱されていると考えられます。事業目的については次のとおり説明されています。緑地化した公共空間で生まれる交流が、周辺住民だけでなく町全体に広がる様々な結びつきにつながり、新たな取組や人中心、豊かな日常生活実現できている場として新しいにぎわいを取り戻すとあります。そして、中山道愛知川宿街道交流館、愛知川ふれあい本陣との一体的な活用により、中山道の歴史に新たな価値づくりを図るものと説明されておられます。そうした中で、事業スケジュールでは事業用地では仮の活用として愛知川ふれあい本陣との一体的な活用の在り方を検討するとあるが、緑地化についても既に愛知川公民館の跡地において芝生化を行うことで決めてあり、一方、ふれあい本陣についても100%の形で運用されていないことから、いま一度、旧日本生命ビルの跡地を購入してどのようなまちづくりを考えておられるのかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員がお触れいただきましたように、日本生命愛知川支店跡地の取得に関しましては、本年11月、そして本年6月にも議会全員協議会の場でも

御報告させていただいており、本年初夏に、同跡地での民間の開発、具体的には中山道愛知川宿本陣の跡地ではありますが、その地におけるアパート開発の情報が具体としてもたらされたことに端を発しております。町内において様々な開発がなされることは大変喜ばしいことではございます。一方、当地の歴史的な意味合い、また隣地において旧近江銀行ふれあい本陣を、町においては中山道の拠点として開発をしてきており、この度、町行政が同地の取得をせねば、恐らく50年以上の期間において一体的な土地利用の機会は巡ってこないことが容易に想定できる状況が出てきておりました。これまでも御説明させていただきましたが、町が提案する芝生エリアについては、視覚的にもまた滞在するに際しても、町なかの心地よさを生み出すことで人が集まり、新たな憩いと交流の場としての空間の創出に寄与するものと考えています。

現在、愛荘町観光協会様に施設の一部運営について御尽力いただいている中山道愛知川宿街道交流館に芝生空間を含めた一体的なエリアが完成した際には、施設の活用が更に広がり、来訪者の増加につながるものと見込んでおります。また、この土地は本陣跡であることから、町としても人の往来によって築かれた中山道の息吹を後世に伝える資源として生かし、町の発展に寄与するゾーンをつくり上げていきたいと考えているところです。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） この芝生化ですけど、これを読んですと、この説明資料の分においても、本当にいいことが書いてるんです。町の在り方を変えていくやろうと、併せてふれあい本陣との一体活用も進んでいくやろうというふうになってますけど、これは7年度で事業を検討して決まれば、芝生化はどうなるか分かりませんが、やめられるのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 事業スケジュールにつきましてはさきの全員協議会でも御説明をさせていただいたんですけれども、令和7年度以降、その事業化に向けた検討を進めていくというところでございます。実際、この事業につきましては、国の交付金等も活用して進めていくというところで御説明をさせていただいたところなんですけれども、実際、国の交付金を活用していくとなりますと、令和7年度に一定事業を検討した上で令和8年度に事業計画の事前の手续をすると。実際は令和9年度から事業

といいますか、それはその施設の整備にかかるというような流れが今、想定されるところでございます。議員御質問の中でいいますと、令和7年度以降、事業に関して内容のほうを検討していくというような流れになります。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 私がなぜこのような質問をするかといいますと、前に全協のときにも言うたかもわかりませんが、中山道の活性化の声が出てから、今、何年経ってますか。相当かかってんののに、何も進んでへん。公民館のあれを解体して跡を芝生化にするのも、もう既に3年か4年経ってます。そういうような今までの業務のやり方を見とって、7年度から芝生化にして事業を検討する、ひょっとしたら10年ぐらいそのまま違いますか。そして、それを今決めたとしても、7年度以降、誰がやるんですか、手振って。私は、ここでほんまにこの中山道のためにあれをほんまに買って、自分が旗を振って住民の方やら参画してもらって3者が一体となってまちづくりをしていかんことには、ちっとも進まんと思いますわ。そこら辺、どういうふうに感じておられますか。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 令和7年度以降、どのように進めていくかというところでございます。もちろん、誘致の取得が目的というわけではございません。もちろん、ここからの利用であつたり整備の手法というものの一つのプロセスとして検討していかなければならないんですけれども、さきにも御説明させていただいたとおりですけれども、やはり地域の方であつたりとか、その近隣周辺の施設を運営いただいております観光協会様、そういった方々と行政が連携して、その一体といいますか、中山道をどのように盛り上げていくためにこの施設を整備するのかというところも議論しながら整備を進めるというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 中山道の活性化は何年前からやっているのかという質問もありましたけど。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 中山道のほうの活性化につきましては、実際ウォーカブルの取組としては令和2年度からなんですけれども、それ以前から国の社会資本整備総合交付金等を活用いたしまして、これも以前にも少し御説明したかと思うんですけれど

も、例えばカラー舗装を行ったり、また中山道にあります街路灯なども整備しつつ、一定そのハード部分の整備も進めてきたというところで、これにつきましてはもちろん構想としては合併以前からございました。それを引き続きまして、合併後もそういった中山道の活性化というのは引き続いて実施しているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） それで、本当にもう十何年前からあの今のまんまや。だから、これを本当にもう活性化したいと思ったら、住民の方も入らなあかんし、あなた方もここから打って出やなあかんと思うわ。そんな庁舎内で旗振ってても誰も動かない。そういう中で、今また新たに芝生化とあれを進めようとしてるんでしょう。そして、いつもP D C Aで進捗管理をしながらやっていかなあかんと言うておられるあなた方が、中山道の活性化のP D C Aも何もやってない。それもおかしい話。人には言うけど自分らはやらない。そんなことではやっぱりうまく回りませんよ、中は。だからそういう、これは私だけの思いではないと思います。ほかの人も思っておられる方がたくさんおられると思います。そういう意見を捉まえて、今後、再度、この住民の方も入ってもうて1つの活性化部隊をつくってやっていくとか、そういうことをやっていくのかいかんのかお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 整備に当たってその町民を巻き込んだ議論、私たちももっとその現場に出て行って地域の方と話をして、その整備に向けた取組をしていくということに関しましてですけれども、その部分に関しては、内部でも関係部署で検討している中では必要であるというふうに認識をしております。実際に利活用を検討するに当たりましては、本施設の、先ほども言いましたけども、中山道愛知川宿街道交流館の運営団体のほか、より多くの意見、ニーズも取り込みながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（森野 隆君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明日 12 月 10 日午前 9 時から本会議を開催します。本日はこれで延会します。大変御苦労さまでした。

延会 午後 4 時 55 分